

衆議院 通信委員會 議 錄 第 六 号

平成三年三月十三日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 野中 広務君

理事 川崎 二郎君

理事 原田 義昭君

理事 松浦 昭君

理事 武部 文君

理事 赤城 徳彦君

理事 古賀 一成君

理事 佐藤 守良君

理事 長勢 甚遠君

理事 真鍋 光広君

理事 山崎 拓君

理事 上田 哲君

理事 田並 胤明君

理事 鳥居 一雄君

理事 中井 治君

出席國務大臣

郵政大臣 関谷 勝嗣君

出席政府委員

郵政大臣官房長 木下 昌浩君

郵政大臣官房人 渡邊 民部君

郵政大臣官房経 吉高 廣邦君

郵政大臣官房経 小野沢知之君

郵政省簡易保険 西井 烈君

局長

委員外の出席者

大蔵省主計局主 原口 恒和君

計官

郵政大臣官房首 六戸 成夫君

席監察官

郵政大臣官房資 山口 憲美君

材部長

郵政大臣官房建 戸田 道男君
築部長
通信委員會調査 辛島 一治君
室長

委員の異動

三月七日

辞任

中井 治君

同日

辞任

小平 忠正君

同日

辞任

赤城 徳彦君

同日

辞任

佐田玄一郎君

同日

辞任

長勢 甚遠君

同日

辞任

秋葉 忠利君

同日

中井 治君

同日

辞任

住 博司君

同日

辞任

三原 朝彦君

同日

辞任

山下 徳夫君

同日

辞任

嶋崎 譲君

同日

大内 啓伍君

三月八日
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出
第六十一号)(参議院送付)
郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切
手の売買に関する法律案(内閣提出第六十二号)
(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡
易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律
案(内閣提出第五十一号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出
第六十一号)(参議院送付)

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切
手の売買に関する法律案(内閣提出第六十二号)
(参議院送付)

○野中委員長 これより会議を開きます。
郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡
易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案
を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。真鍋光広君。

○真鍋委員 国有財産とりわけ国有地の高度利用
につきましましては、かねてから臨時行政改革推進審
議会さらにはまた国有財産中央審議会の累次の答
申に見られますように、これを大いに推進してい
くべきだ、こういうことでございます。そういう
中で我が郵政事業がその一番基本になる資源でこ
ざいます土地というものを高度利用しよう、こう
いうことを率先やらせようという法案でございま
す。まことに結構な御趣旨である、こう思われ
てでございます。

そこで、この法案に則しまして少し御質問申し
上げたいと思うのですが、まず第一条の目的でこ
ざいますけれども、目的のところは「郵政事業の
経営基盤の強化に資することを目的とする。」こ
うなっておるわけですが、まずこの郵政
事業、これは定義はどうなっておるわけござい
ますか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。
法案につきまして御評価いただきましてありが
とうございました。本法律案の第一条の目的規定
で申します郵政事業というのは、郵政事業特別会
計法第二条に規定します郵政事業でございまし
て、郵便事業、為替貯金事業、簡易生命保険事業
の郵政三事業を中心とするものでございまして、
そのほかに日本電信電話株式会社から委託され
た業務、日本放送協会から委託された事務などを
含んでございます。

また、郵政事業の経営基盤の強化に資するとい
う意味は、郵便局の土地の高度利用を通じて
地代及び納付金が簡易保険福祉事業団から郵政事
業特別会計に入り、これが郵便事業、為替貯金事
業、簡易保険事業に適正に分配されることにより
まして郵政事業財政の強化に資する、そういうこ
とを意味いたしております。

○真鍋委員 経営基盤の強化ということござい
ます。いろいろ伺っておりますら、現在二万三
千の郵便局、その中で黒字局というのでもしよ
うか、つまり収支率が一〇〇以下のところは四一
強というところでございますが、一方で収支率が一
五〇を超える、つまり支出の方が収入の一・五倍
を超えるというような局が二五％、四分の一ぐら
いになるというところのようでございます。一方で
このネットワークというのが最も大事な事業でこ
ざいます。そういう中で経営基盤の強化に資する
ということですから大変に期待をいたしておるわ

けでございしますが、この高度利用を目しておられる適地と申しますか、どの程度場所数がありあるいは面積があるのか、そのあたりをちょっとお教えいただきたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

全国の郵便局のうち高度利用が可能な局、つまり対象局についてございしますけれども、平成二年の十二月末現在の全国の郵便局数約一万九千のうち、東京都、政令指定都市十一都市それから県庁所在地四十七都市の駅前、繁華街などの商業地にございします集配普通郵便局等全国で合計百七十三局ですが、これを中心といたしまして、あとそのほか都市部において土地の高度利用が特に必要な郵便局、これらを対象として選定することといたしております。

この具体的な対象局の選定に当たりましては、その郵便局の建て直しの時期とか容積率などの建築制限、郵便局の局舎としての必要な面積、事務所等の施設の需要動向を総合的に勘案して最も効果的に土地の高度利用が実現するよう今後慎重に検討して決定していきたいというふうに考えております。

ところでスケジューリング的に、平成四年度に具体的にどの程度の数の郵便局を選定して要求していくかということを決めていくわけでございしますが、平成三年度予算案でそうしたことの精細なことを調査研究する研究費がついておりまして、予算が成立しましたら直ちに着手いたしまして、短期間にその辺のことを検討いたしまして来年度の予算案に要求する、その過程で今先生から御指摘ありましたようなことを詰めたというふうに考えております。

○真鍋委員 ちょっと今十分聞き取れなかったのですけれども、適地というのは一万九千のうち百七十三とおっしゃった、幾らとおっしゃいましたか。

○小野沢政府委員 はっきりお示しできる数字が百七十三局なんです、その他都市部でもって特にこれは特殊事情があるとかというようなことで

もって土地の高度利用が必要だという局が出てくる可能性がございします、そういったものを含めますと直観的に当初対象郵便局は約二百ぐらいじゃないか、そういうふうな考えております。その中から選定するというところでございします。

○真鍋委員 面積の方はどうでしょうか。それを足すとどのくらいになりますか。

○小野沢政府委員 面積についてはございしますが、今申し上げた約百七十三局の敷地面積をトータルで概算いたしますと約六十七万平米、こういうふうな考えております。

○真鍋委員 地代等は郵政事業特会に入ってくる、こういう話でございします。

それで、この高度化利用の実施主体は簡保事業でございます。簡保事業の健全な経営を見守るために必要な業務を行うことを目的とするということでございしますから、当然のことながら簡保事業そのものにとっても意味がなければならぬということでございます。

金簡保特会であるとか郵貯特会に何らかの形で入ると申しますか、そのように収入となつていく、こういう仕組みがなければならぬと思うのですが、もう一度そこをしっかりと教えていただけませんか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

先ほど若干御説明申し上げましたけれども、郵政事業の経営基盤の強化に資するというところで郵便局の土地の高度利用を通じて地代及び納付金が簡保保険福祉事業団から郵政事業特別会計に入るわけですが、これが郵便事業、為替貯金事業、簡保保険事業に適正に分配されるということによって郵政事業財政の強化に資するというところでございします。簡保事業は簡保保険事業と一体的な使命、業務、そういったものを持っておりますから、そのことがひいては同事業団の健全な経営それから発展につながるというふうに考えております。

す、地代及び納付金は郵政事業特別会計において郵便事業、為替貯金事業、簡保保険事業のそれぞれに適正に分配いたしまして、分配した金額はそれぞれの事業が本来負担する経費と相殺し、その差額の経費を郵便貯金特別会計及び簡保保険特別会計の双方から郵政事業特別会計に繰り入れるということになってございまして、例えば簡保事業で申しますと、これによって簡保保険特別会計が分担する経費が少なくて済み、それぞれの事業の財政の強化に資することができ、簡保事業全体のそういう経営の健全化に資することがひいては簡保事業の健全な経営につながるというふうに判断いたしております。

○真鍋委員 要するに三事業に適正に分配する、こういうことであると承知いたしました。

いすれにしても、とにかく事業別の区分経理というものを厳格にやるといことが当面一番大事な話でございまして、これが、何となく金額が少ないからということであいまになつたり、その区分が適正でない、これまた新しい業務分野、今度はいよいよ森ビルと競争する、そういう話になってくるわけですから、どうかひとつ金額が多少スタートが少ないからといって緊張度を解かないように、きちんと適正に区分経理されるようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

次に第二條でございしますけれども、この高度利用の対象となる土地は都市部に所在するというところになっておるわけでございします。都市部の御説明は、先ほど東京都であるとか政令都市であるとか、あるいは県庁所在地都市、こういったものなんだ、こういう御説明でございしました。いわゆる大都市ということをお頭に置いておられるわけでございしますけれども、これが都市部でなにかいかにいう理由はどういうところにあつたか、お示しただきたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

実は、一昨年郵務局長に着任いたしました、今まで各省庁が着手していなくてそれで重要な政策課題は何かということは何日か考えたのですが、その一つが大都市対策、それも当時地価高騰の真つた中だったものですから、それに自分の守備範囲についてどれだけ貢献できるかということを考えていたわけです。

したがって、地価高騰の激しい大都市における土地問題の解決、この辺に自分の所管する事業の特殊性も考えましてどう対応するかということが当初の発想の念頭にございしました。したがって、地価が高騰している大都市において、そういった土地問題の解決にどう資していくか、あわせて自分が所管する事業について、その健全な経営を図るためにどうそれをドッキングしていくか、これが発想のもとでございまして、最初から大都市対策というのが念頭にあつたことは事実でございします。

そこで、今御指摘のありましたこの法案の第二條第一項第一号において都市部に所在する郵便局として限定した理由を整理してみますと、都市部に所在する集配郵便局等は、郵便物の区分、差し立て業務を中心とする、いわば郵便の作業工場の機能を有する郵便局でございまして、階高が高いなど建物構造が特殊であり、また、将来の郵便物の増加に伴って郵便局舎を拡張する必要がある可能性が高い、したがって、これに円滑に対応できるようにする必要がある、このような郵便局は、その建物構造、機能の特殊性を考慮した仕組みのもとで土地の高度利用を行う必要があるということが第一点でございします。

それから、この法律案は、土地の有効活用という社会経済的要請にこたえて郵便局の土地の高度利用を行うものでありますから、その対象地域を土地の有効活用について社会経済的に必要性の高い地域に限定した、そういったところから都市部という限定的発想と規定が出てくるわけですが、その都市部の具体的な対象は先ほど申し上げたとおりでございします。

○真鍋委員 大都市における地価対策ということが発想の大本とであつたという御説明でござい

した。しかし同時に、郵便局と合築される高層建築物が立つわけでございます。また、経営基盤の強化に資することを目的としておる以上、おのずからそこにできる建物につきましても、郵政事業のために役立つということも十分考慮しておられることだと思いますが、先ほど、六十七万平米ということですから、割り算をすればわかるのですが、ちょっと計算機を持っていないのでわからぬのですが、都市部のそれは大体一郵便局当たりどのくらいの面積なんですか、ちょっとアバウトな感じをつかませていただきたいと思います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

全国平均で約四千平米ということで今試算しております。

○真鍋委員 四千平米という、かなりなものが建つな、こんな感じがいたすわけでございまして、御期待申し上げておきます。

それから、先ほど採算局と不採算局という話をさせていただきますけれども、都市部と都市部以外、分けるのが非常に難しいとは思いますが、三事業の都市部における比重というのはどんな感じになっておるか、ちょっと念のために教えていただきたいと思います。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

郵務局、貯金局、簡易保険局、いずれも経験しておりますのであれですが、私の体験的な実感から申しますと、三事業とも最近盛んに仕事をしておりますので、どこがどうということ、何か表現しにくいのでございますが、例えば郵便事業について申しますと、全国全体の約三割を東京中心で受け持っているということございまして、大都市において全国の各三事業の中で占める割合が非常に大きいということでございます。

一方、もう一つのお尋ねは、その各事業の中でどういう比率かということだと思いますが、その実験例として最近設けました施設が大都市型の簡易郵便局でございまして、大都市でもって地価高騰によりまして特定郵便局が設置しにくいという

ことで、それで業務委託方式を実験したのですが、あの事務量を見ておりますと、やはり扱い数は郵便が圧倒的に多いのですが、今ほとんど貯金等の業務もふえておりまして、これは始めて約四カ月ほどですが、近くこれをまとめます。そうしますとこういう都市部における三事業の傾向等もわかると思いますが、そういう調査にこれから至急入りしたいと思います。

○真鍋委員 まあわかったようなわからぬような話でございますけれども、申しました趣旨は、普通局が中心になると思うのですけれども、特定局の扱いが郵貯が七三％ということでございます。普通局が二七％というふうに、当然数の問題が、ありますから低いわけでございます。こうやって、合築によりましてテナントもふえるわけでございまして、ひとつそれに資するところがあればいいが、こんな思いで質問をさせていただいたわけでございまして、今後に期待させていただきたいと思うわけでございます。

次に、都市部ということになっておるわけでございまして、しかし同時に、いただきましたこの関係資料というやつによりまして、やはりその趣旨の中に地域社会の健全な発展に寄与するんだ、こういういいことを言っておられるわけでございまして。

ところで、その郵便局というものが大都會の、隣に十五階建てが建つところに、千坪ちょっとで恐らくそんな高いものは建たぬでしょうということじゃ、余り目立つわけでもないし、まあ目立つところもあるでしょうけれども、そういう意味合いでいきましたら、やはり都市部だけでなく、郵便局の基盤はネットワークであり、地方に足腰があるわけですから、もう少しその幅を広げて、例えば都市部で三やらのであれば、地方のものと県庁所在地でないところと一やらの、まあこの法文ではそうはいきませんけれども、将来の課題として、順次これが順調に進むようになれば、そういうこともぜひ考えていただきたいというふうに希望をいたしておきます。

次に、この法文を見ておりましたら、新規の郵便局用の土地、新規に土地を購入して郵便局を建てるということに關してもこのような合築が不可能ではないということになっておるわけですが、当面既存のものを考えておるのかどうか、そのあたりを聞かせていただきたいと思います。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

本件の郵便局用地の高度利用でございますが、都市部に所在する集配郵便局の多くが比較的低層にとどまっております。そこで局舎の上層部の活用にとどまらず、そこに着眼したのが一つの理由でございます。そこで、当面は、これら既設の郵便局の建て直しの時期に合わせまして、容積率などの建築制限、郵便局舎としての必要な面積、事務所等の需要動向、事業の採算性等を総合的に勘案の上、逐次実施していくことにいたしております。

一方、郵便物の集配事務を取り扱う郵便局、その他特殊な建物構造、機能を有する郵便局を新設する場合におきましても、郵便物の作業処理の都合上比較的低層の建物を建設することになるのは既設の郵便局の場合と全く同じでございます。で、そのような郵便局を土地の高度利用が求められている地域に設置する必要がある場合には、おきましては、本法の適用を受けるということになるわけでございます。

新規に取得する土地の高度利用を行う場合であります。郵便局の業務を実施していく上で必要にして十分な土地に郵便局舎を建設した上で、なお活用の余地のある郵便局の上層部を有効活用しようとするものでございまして、そういう意味で、本件郵便局用地の高度利用におきましては、国が簡易保険福祉事業団に郵便局用地を貸し付けに当たりましては国有財産を総括する大蔵大臣と所要の調整を行う等してまいります。が、そういった過程、あるいはこの法律を施行した後に、先生御指摘のような新規の場合についてどうかという問題点も恐らく出るだろうというふうに予測しております。今勉強に着手したところでござ

います。

○真鍋委員 この質問をいたしましたのは、大蔵省の銀行行政とかかわりがあるわけでございまして、御承知のように金融機関に關しましてはかねてから預金が不動産など固定的なものに固まっております。か、こういうことで、厳しい不動産所有比率であるとかいろいろな規制を設けておるわけでございます。

このたびの話は、借入金とかかわりが次に出てくるわけですが、借入金のあり方次第では、みずからの貯金を固定資産に、不動産に回してしまふ、こういう話にもなりかねない、誤解を与えかねないという話でございます。同時にまた、民間金融機関と厳しい競争下にあるわけでございまして、そういった意味合いからも、ひとつ新規のものについては、現在民間の金融機関については高層化を認められておりませんので、自分が使う以外に人に貸してはいかぬ、こういうことになっておりますので、そういった意味では少し慎重に、やめろという意味合いでは全然ございません、慎重にやらぬとせ、かくスタートしたものが出だしから攻撃を受ける、出足が鈍る。いいことです。からスムーズに進むように、ひとつそのあたり御配慮をされながら進むことを期待いたしております。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

これまで貯金問題、簡易保険問題等を責任者の一人として処理した経験からいって、各界の御意見を聞きながら十分調整する、それが結局長い目で見ますと円滑な実施につながるという経験を積んでおりますので、本件の問題の決着に当たりましては大蔵省、これは主計局、理財局のほか銀行局とかそういったところとのコミュニケーションを図っております。前回のシティ・ポストのときもそうやって決着を図りましたので、役所の場合すべて予算編成でも法律案でも調整を終わりますと実現しませんので、その辺を十分配慮していききたいと思います。

○真鍋委員 次に、事業主体でございます簡保事業についてお伺いしたいと思うのですけれども、簡保事業は税金の方はどんなぐあいに支払っておられるのでしょうか、どうなっておるのでしょうか。

○西井政府委員 お答えいたします。

簡保事業は政府出資の特殊法人でございます。税制の関係につきましては、固定資産税は払っておりますけれども、その他については払っておりません。

○真鍋委員 つまり、法人税であるとか事業税、事業所税、これは払っておられぬ、こういうことになる。当然のことだと思われたいでございますけれども、しかし同時に、いよいよ民業と競争する場面にこれもまた入ってくるわけでございます。その分安く貸したなどとして誤解されるところはまち問題になるということも出てきます。とりわけ大都市でございますから問題が生ずると思うのですが、どんな値段で貸すんだなんていう話までする気はないのですが、どんな基本的な物の考え方を持っておられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○小野沢政府委員 事務所等の施設の賃貸料についてでございますけれども、建設費、それから民間が行っております類似の業務のもの、そういったことを勘案しながら定めることとしておりますので、先生の御指摘のような御心配の点はほとんど排除できるのではないかとこのように考えております。

○真鍋委員 当初、地価対策ということ、また事業用のスペースをしっかりと供給しよう、こういう物の考え方でございますけれども、同時にまた一方で少し余裕ができておるといふ情報もないことはないわけでございます。いわば簡保事業が広くその利用者だけではなくて民間事業者と同じ分野に入ってくるものでございます。だから、余り需要の強いところばかりやっておるのでは、何か需要があるところをやる、商売じゃないかというところが余り露骨に出過ぎると、簡保事業の

事業としての意味合いとかかわりもまた出てくると思われたいでございます。そういう意味合いではやはり地方もこれから目配りしていただきたい、繰り返しになりますが、お願いをいたしたいと思われたいでございます。

そういう意味合いで簡保事業がこのような高度利用に係る建物を見て、そして管理してまいるわけでございますが、その事業の性格に照らしましてもこの際何らかの工夫があつていいのじゃないか。さすがに郵政事業、そしてまた簡保事業がやることだと世間の人は地域住民、市民が思うような、そんな工夫が何かないかなと思われたいのですが、そのあたりについてちょっとお示しいただきたいと思われたい。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

あつと驚く秘策というのがひらめく癖がございます。恐らく法案が成立いたしましたら来年度の予算要求に向けての過程でいろんなアイデアが浮かぶというような直観がいたしております。

○真鍋委員 それでは御希望申しておきますけれども、いずれにしても法人税その他の分は安くなつておられるわけですか。やはり、並みの値段で貸すので、その差額ぐらいは市民のためのスペースにと、あいてるスペースになるかもわかりませんけれども何とかその部分を活用されるようにひとつお願いを申し上げたいということでございます。

最後になりますけれども、大臣にお伺いをいたしたいと思われたいでございます。

郵政省がずっと大変御苦労され、そして御苦辛なさつて、順次年を追って大きなデザインを一つ一つ実現し、一步一步前に進み出しておる。そしてこの法案もまたその大きな第一歩であるといふように存じておられるわけでございますが、それだけに、この合案に係る建築物というものは、何かひとつ、いい名称と申しますか、地域の方々から親しまれる、そんな名称にしていだきたいがなあ、こんな気がいたすわけでございます。

「郵便局舎のあり方に関する調査研究」という中で「郵便局づくりの視点」というのがあつたんだ。それでございませうけれども、その中にいろいろいいことが書いてあるわけですね。例えば二番目は「郵便局の所在をよく知らせよう」。あるいは八番目には「周知宣伝を総合的に再検討しよう」。「地域へ貢献しよう」。こういう話があるわけですね。

そういう意味合いで、高い建物が建つたらその上に、どういうマークが知りませんが、郵政省そのもののマークかどうかは知りませんが、簡保事業の建物ですからわかりませんが、やはりそういうことでよく見えるように何か工夫したいんではないか。愛称も一つあつていいんじゃないか。そんなことで大臣、何か建物の名称、これから全国あちこちに建つわけでございますから、これを公募するとか、何かひとつ工夫して、これからの大きなスタートでございます。郵政事業の将来のために何かいいアイデアをお知らせいただきたいと思います。

○関谷国務大臣 真鍋先生御指摘の観点を考えますと、国民が郵便事業、郵政事業に持つておりますイメージは、非常に温かくて信頼性の高いというものであろうと思われたい。今、今回の建物におきましても広く国民から公募してはどうかという御示唆でございますが、私もそのように思われたいので、そういうような形で進めていきたいと思われたい。

それから、先ほど先生御指摘のいわゆる民間との関連につきましては、十分にそのことを頭に入れまして、それだけまたその地域の方々に御利用できる内容のものもまずその中に含んでいくということを考えていきたいと思われたい。

○真鍋委員 終わります。

○野中委員長 次に、小林興起君。

○小林(興)委員 それでは、真鍋議員に引き続きまして、この土地の高度利用の法案について御質問をさせていただきます。

先ほど局長の方から郵便局の数、一万九千ぐらいですか、その中から百七十三、およそ二百分

いを選んでこの高度利用を考えていくんだ、そういうお話があり、そして平成三年度においてはそのための研究費も予算措置として考えているというふうなお話を伺いましたけれども、もう少し具体的に平成三年度の予算の内容、それからいよいよこの二百ぐらいあります候補郵便局について次の年には具体的に何をしていくのか、この法案が通つた結果でありますけれども、何年ぐらいたちますとこの法律に基づいて初めて高度利用が成つた郵便局が姿をあらわすのか、それは最初幾つくらいなのかというふうな細かいスケジュールについて御説明いただきたいと思います。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘のありましたような事柄を踏まえまして、これからいよいよ具体的なスケジュールに入っていくわけでございますが、これから恐らく何年度間か予算要求の重要施策としての取り扱いが必要であらうというふうにまず考えております。

そこで、平成三年度におきましては、郵便局の土地の高度利用の実施のための調査研究の結果を踏まえまして、郵便局の土地の高度利用の対象局を選定し、当該郵便局の局舎建設費に係る平成四年度予算要求を行うということで、今事実上作業に着手いたしております。

そういったしまして、平成四年度におきましては簡易保険福祉事業団との調整を図りながら郵便局及び事業所用ビルを設計するとともに、同事業団に對しまして土地の貸し付けを行い、建設工事に着手いたします。そういったしまして、平成五年度及び六年度におきましては、郵便局及び事業所用ビルの建設工事を行い、平成六年度じゅうには建物を完成する、そしていよいよ平成七年度に事業所用ビルを事務所、会議場等の施設として賃貸する業務を開始する、こういう具体的なスケジュールを持つておりますが、このスケジュールの策定に当たりましては、現在省内で私を会長といたしまして官房建築部、簡易保険局など関係部局で推進協議会を設置しまして鋭意検討いたしております。

す。これに先ほど先生のお話ございました調査研究をあわせて早期に実施しまして、その結果を反映していきたい、こういうふうな考えております。

○小林(興)委員 私らの選挙区、地元は練馬区、豊島区でございますけれども、まさに都市部でございますので、うちの方の郵便局も古くなって改造するときはぜひ真先にこの高度利用に乘せていただきたいというふうに思っているわけですが、地元の郵便局を回っておりまして、確かに周りには非常に高いビルが並んでいるにもかかわらずちょっともない、高度利用でできた、そんなふうな感じを抱いていたわけでありまして、この法案が通ることによってそこに本当の意味での高度利用ができることは大変ありがたいと思っております。

何といたしましてそういう中心部のいいところに、一等地にこれがあるわけでありまして、この高度利用といいますが、もう少し具体的に、その中身でありますけれども、皆さん方の郵便局で働いていらっしゃる方の宿舎に充てるということも一案でしょうけれども、ひとつできましてはとにかく区民の集会所とか、そういういかにも公共に役立つような、そんなものができればさらに非常にありがたいと思うわけです。

今のところ、もちろん収入も上げなければいけません、先ほどそういうお話もありましたけれども、どういふところに力点を置いてお賃しになるのか、そんな中身について詰まっていますのか、お伺いしたいと思います。

○小野沢政府委員 ただいま先生の御指摘がありましたように、この制度が本当に実現していく日が刻々と近づいているわけですが、恐らく私の直観では、それに従ってこれに対するいろんな御期待と御関心が深まるだろうというふうな、今までの例から感じております。

そこで、具体的に本件の郵便局用地の土地の高度利用の仕方でございますが、やはり公共性の高い発想から公共性の高い制度を創設するわけでございます。

ございます。また、大都市部を中心としてニーズが強いということにかんがみまして、原則として事務所、会議場施設に利用することとしたしております。簡易保険福祉事業団は、郵便局の上層部に建設した事業所用ビルを国または地方公共団体にによる公用、公共用のための利用、すなわち国の出先機関や地方公共団体の出張所などへの利用に配意しつつ、事務所、会議室として提供するものでございます。

そういう意味で、ここに今御指摘のありましたような区民の方々が集まれる会議場とかそういうものも含まれることになろうかというふうに考えております。

○小林(興)委員 こういうものが完成いたしますと、場所がいまいけでありますから、また料金も結構安くできるという可能性もあるわけでありまして、恐らくいろいろな意味で周辺からぜひ入れてくれという話が出てくるだろうと思っております。

そこで、入居の予定者について、これはこの事業団の方できちっと選定をされるのか、あるいは郵政省としてもその入居にかかわられるのか、いづれにいたしましても抽せんなのか何なのか、その入居の具体的な方法、やり方について既に何かお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

入居者選定に際しての基本的な考え方としては、先ほどお示ししましたように、国及び地方公共団体の公用、公共用のための利用に配意しつつ、公平かつ適切にこれを選定することが必要だと考えておまして、このことを簡保事業団に示しますから、これに基づいて簡保事業団がしっかりと運用してくれるもの、またそれだけの実績がある特殊法人だというふうに考えております。

○小林(興)委員 今度のこの高度利用を簡保事業団に行わせる、こういう話になっているわけでありまして、先ほど来局長のお話の中にも簡保事業団の話が多々出てくるわけですが、簡保事業団というのはもともととはこうしたものをやるためにつくられた事業団ということではなくて、既に現在やるべきことをやっておられる事業団だと思っております。そういう意味におきましては、いまだ現在の簡保事業団というのは何をやるために設立された事業団なのかというその基本からお伺いしたいと思います。

○西井政府委員 お答えいたします。

簡易保険事業におきましては、創業以来、本来の保険・年金給付に加えまして、加入者の健康の増進でありますとか、あるいは心身の保養の場を提供するという考え方で、そのことがまた事業の健全な経営に寄与するというところで加入者福祉施設を設置、運営してきたところでございます。

当初は、この加入者福祉施設は国が直接設置して運営してまいりましたけれども、その後におきまして社会経済の発展に伴いまして加入者のニーズが多様化してくるというようなこともございまして、新しい加入者福祉施設をより充実させる、あるいは機能的に効率的に運営するという観点から、昭和三十三年に特殊法人の簡易保険郵便年金福祉事業団を設立したところでございます。

事業団の業務の内容でございますけれども、ただいま申し上げましたように、まず第一には加入者福祉施設の設定、運営ということがございまして、先生御案内のように、加入者ホームでありますとか、保養センター、そのほか総合健診センターというようなものも含めまして、こういった施設が現在のところ全国に百二十六カ所ございまして、利用状況は毎年増加をいたしております。平成元年度で見ても、全体で一千七百七十三万人ぐらゐの御利用をいただいておりますという状況でございます。

そのほか、昭和六十二年度からでございますけれども、簡保資金のいわば有利運用をやるということで運用部門を担当いたしております。さらに、平成元年度からでございますけれども、これは特例業務ということで、郵便貯金特別会計の、いわゆる金融自由化対策資金から寄託されました資金の有利運用を行っております、こういうことでございます。

でございます。

○小林(興)委員 今まで加入者のためのそういう福祉施設、保養施設をつくってこられたということのようでありまして、そうしますと恐らく全国的にやっておられるのだということになるわけですが、今度、都市部の郵便局高度利用をするというときに、その場所に行きつてやらなければならないわけでありまして、そういう全国的に展開できる体制が既に整っているというところでございますか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

幸いなことに、私、臨調問題で郵政省それから関係の特殊法人等が検討課題になって激しい応酬をしたときの簡易保険事業団の監督を担当しておりました課長でございますので経験則を持っておりまして、課長でございますが、その経験からいって大丈夫だろうというふうな判断をいたしまして、そのことがこういった法律を構成する要素の一つに心理的になっております。

ところで、今簡易保険局長が御答弁いたしましたけれども、昭和三十三年に政府全額出資の特殊法人として設立されて以来、簡易生命保険の加入者福祉施設の設定、運営をその業務としてきたというところで、全国で百二十六カ所に上っておりますが、これはかなり大変な実績だというふうに考えています。それもさまざまな態様の加入者福祉施設がございまして、保養センターかと思つてとレクリエーション施設、それからスポーツセンター、さらには東京で申しますと、ちょうど担当課長だったのですが、五反田に「ゆうぽうと」というのがございまして、これはあらゆる機能を総合的に備えた施設ということで、まさに高度利用のはしりだったのではないかとこのように考えております。

そういう意味で、同事業団は建物の建設や施設の運営に関して十分ノウハウを持っているというふうな考えております。そうしたノウハウを最大限活用するほかに、法律案でも規定を設けておりますが、事業所用ビルの管理業務については、で

きる限り民間に委託して、民間活力も活用するということ、さまざま手法、発想を生かすことによつて、今先生の御提言あるいは御期待にこたえることができるというふうに確信いたしております。

○小林(興)委員 もう少し伺いさせていただきたいわけでありませうけれども、そうしますと、この簡保事業団というのは、もちろん本部があるわけでしょうけれども、全国に支店あるいは営業所みたいなものがある、そういう組織なんではないか。

○西井政府委員 お答えいたします。

先ほど簡保事業団が設置、運営しております施設百二十六カ所ということで申し上げましたけれども、それは加入者一般に御利用いただく施設でございまして、御指摘の施設の建設等につきましては、本部は東京にございますけれども、本部で全部やる、もちろん実際の工事その他は民間業者に委託しながらやるということでございます。

○小林(興)委員 そうしますと、現在その本部で一括してやられていらっしゃるということでございますけれども、現在のこの事業団の総職員数というのはいくらくらいいらっしゃるのですか。

○西井政府委員 お答えいたします。

簡保事業団の定員でございますけれども、平成二年度末ということで、本部におきましては、役員が五名ございまして、そのほか四部二室ございまして、百十三名という状態でございまして、施設の定員は別でございまして、二千八百七十三人ということになっております。

○小林(興)委員 そうしますと、このスケジュールといいますか、もうどんどんやっていく、高度利用が始まるにつれて、現在の人員をやりくりして対応されるのか、それともこの高度利用が発展してくるに従つて、またそういう想定のもとに職員数をふやすとか新たな部署をきちんと設けるとか、今四部ですか、そういうことを言われましたけれども、その部体制も変えるのか、そういう組織だとか人員について何かお考えがあるのでしょうか。

か。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

私も郵政省は今いろいろ仕事を手がけておりますが、必要最小限の要員でもってやろう、知恵を絞ってやろうということでございます。

本件につきまして要員についてでございますが、必要最低限の増員を行うことといたしまして、初年度である平成三年度におきましては三名配置することを予定しております。実際に事業所用ビル設計、建設、管理の業務が開始される平成四年度以降におきましては若干名の増員を予定しておりますけれども、可能な限り民間に業務を委託することを検討いたしております。

○小林(興)委員 わかりました。簡保事業団としても新しい事業になるわけでありまして、ひとつ総力を結集してこの大事な事業に向かつていたしたいと思っております。

まだ質疑の時間が多少残っておりますので、せつかくの機会でございますから、今郵便局の問題をやっておりますので、郵便局の管理につきまして関連質問をさせていただきたいと思つて、今郵便局というのはそもそも一つ一つののぐらひの予算規模が必要なんですか。

○戸田説明員 平成三年度の予算案をもとにして御説明させていただきます。

郵政省の特別会計の建設投資のための予算である施設費は千五百五十四億円でございまして、前年度比六・二％増でございます。この中で郵便局の建設予算は積極的な増加を図っておりまして、歳出額で約千四百四十四億円となっております。前年度に比べて一三・一％の増加でございます。

この総額でどのぐらひの局舎をやるかということの中身でございますけれども、普通郵便局の土地の買収が二十二局、建物の新増築が二十九局、特定郵便局の土地の買収が五十五局、建物の新増築が六十五局、このようなか身になっております。○小林(興)委員 最近、経済も非常に豊かになりまして、恐らく郵便物なんというものは飛躍的に増大する傾向にあると思うわけでありませうけれども、今郵政省としては、現在のその郵便局の局数の増大のテンポでもって、こうした郵便物をスムーズに国民の皆さんに届ける、あるいは郵政省としてのそうした仕事を責任を持って果たせるといふような予算の規模あるいはそのスケジュールになっているんでしょうか。

○戸田説明員 私どもが考えておりますのは、やはりただいま先生がお話しになりましたように、全般的な郵便物数の伸び、それからそれぞれの地域の発展の状況、それを踏まえまして、改善が必要な局舎については将来の業務量に備えた用地確保と局舎建設に努めているところでございまして、今後とも局舎改善のための予算確保には努力をいたし、郵便ネットワークの拠点となる郵便局及び大都市あるいはその近郊発展地に所在する郵便局を中心に積極的な局舎改善を図っていきたいと考えております。

○小林(興)委員 先ほど出ましたように、高度利用で上がつてまいりますその収益があるわけですね。それは、具体的に郵便局の局舎建設のお金に回るといふことと考えるとよろしいんでしょうか。

○吉高政府委員 お答え申し上げます。

今、高度利用による収益ということとそれから建設というものは必ずしも直接的には結びつかないと思つて、郵政事業特別会計の財政が健全化するということではそれなりの役割を果たすものだと思います。

○小林(興)委員 重ねて伺いますが、その郵便局の局舎改善のための予算は大半が借入金だといふふうに聞いているわけでありませうけれども、現在のその借入金の状況というのはどんなふうになっており、その償還計画はどんなふうになって、また順調にいつているんでしょうか。

○吉高政府委員 先生御案内のように、郵政事業は一般税収とはかわりなく業務収入で運営されているところでございます。したがって、郵便局舎等の改善につきましてのみずから財源をつくっていくということになってございます。

が、そのために郵便局舎等の建設の財源と申しますのは、一つには、業務支出として前年度までの財産に対する減価償却費、それから、郵便局では貯金や保険の業務を運営しておりますので、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計から繰り入れられる設備負担金というものを自主財源にいたしております。

なお、それに不足する財源を借入金に頼っているという実情でございます。先ほど建築部長が平成三年度の数字で千五百五十四億と申しておりますけれども、それに関連しまして、借入金にかかわり合いますので平成二年度ベースで申し上げますと、郵便局舎の建設そのものは平成二年度では千四百六十億程度でございますが、それに加えて、それに設置いたします機械、器具等の経費もございまして、全体で二千九百九十五億というのが平成二年度の建設でございます。その財源といたしましては、減価償却費で九百五億、先ほど申しました貯金・保険からの設備負担金で六百六十三億、その余の六百億余りを借入金に頼っております。約三〇％足らずになろうかと思つて、そういう状況でございます。平成元年度末の借入金の残高は五千四百五十三億円でございまして、平成二年度におきまして償還額が三百五十五億、借り入れ予定額が六百四十三億円となつてございまして、これによりまして、平成元年度末の借入金残高が五千四百五十三億円で、平成二年度の処理をしまして、平成二年度末借入金残高は五千七百八十一億円となる見込みでございます。これはいづれも資産に化体しておるものでございまして、

この関係での借入金の償還でございますけれども、この借入金というものが、三年据え置きで七年元金均等償還ということで、十年償還になっております。それで、その年度ごと、償還期が来るごとに償還をいたしております。今後ともそのように措置していく予定でございます。

○小林(興)委員 まあ順調にいつているようでありまして、

私の地元の例えば練馬区でも人口がどんどんふえておりまして、その結果もちろん郵便物の数も大変ふえているんだと思うのですけれども、多分その結果だと思いますが、かつて練馬に局があり、それからもう一つ石神井に局があったわけでありまして、それでは足りないということことで大泉に新しく郵便局ができて、そしてまた光が丘にも郵便局ができて、だんだんふえていっているわけでありまして、人口に比例して郵便局を新しく今までのやつを分離、独立させるのか、その郵便物の数みたいなもので何か基準があつて、こう郵便局の数というのはいふやしていつているのでしょうか。

○小野沢政府委員 ただいま御指摘のありました人口の増加状況に伴う郵便物の増加状況とかあるいは地況とか、そういうことを限られた予算の範囲内で優先順位づけしながら決定いたしてあります。

○小林(興)委員 恐らく全国でもいろいろな意味で都市化が進んで人口がどんどんふえる、あるいは郵便物の数が増える、そういう中であつて、強い住民からの要望があつて、今局長言われましたとおり、優先的に幾つか予算の範囲内で郵便局をつくっていくということでしょうが、日本の郵便物は、御承知のごとく外国に比べて直ちに到着する、非常に正確だ。これはもう郵便局の数も少かりとあり、またその質、配達をしてくださる人のレベルも大変高いというすばらしい制度だと、私は外国に比べて思うわけでありまして、しかし、それが今日のように、例えば土地の値段が上がつたりしてまいりまして思うように新しい局がつくれない、あるいは人員もきつとふやすことができないというふうなことになりますと、今まで培つてまいりました郵便物の信頼が失われるということにもなりかねませんし、何か盗難事件などというの最近あつたわけでありまして、郵便物の監督も十分にしていかなければいけない。今後いろいろな問題が出てくる可能性があるわけでありまして、そういうことを踏

まえまして、ひとつ最後に大臣に決意を表明していただきたいと思います。これからの郵便局の土地や予算についても引き続き十分な措置をとるというふうなことを、大臣からお話をしていたきたいと思います。

○関谷国務大臣 まず最初に予算の件でございますが、先生御指摘のように、この二万四千ございませう郵便局は本間に国民の共有の財産と私は認識をいたしております。その局舎をあらゆる角度から地元の方々に有効に利用をさせていただくという趣旨もあつて今回の高度利用の法案を出してはるわけでございますから、その予算につきましては今後鋭意努力をしてみたい、そのように思っております。

それと、先ほど御指摘のございました盗難車等、あるいはその他の事故、事件などがあつてございまして、まことに申しわけないと思つておるわけでございますが、いわゆる内部の体制をきちっといたしまして、こういうふうなことが再度起こらないように努力をしてみたい。

○小林(興)委員 時間が参りましたので、今の大臣の力強い決意を伺ひまして安心をいたしました。今後とも郵政当局の一層の御努力をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○野中委員長 次に、武部文君。

○武部(文)委員 今回の高度利用の法律の問題に入る前に二、三お伺いをしておきたいことがございまして。

一つは、ついせんだつて新聞に報道されました郵政省の外郭団体、通信研究会の不渡り手形の問題であります。このことが新聞に大きく報道されましたが、実は私は新聞にこのよう通信研究会というものが存在していることを知らなかったものであります。いろいろ調べてみますと、この社団法人通信研究会というのは昭和三十九年に設立されたものでございまして、今回の不祥事の概要を郵政省はどのように見ておられるか、最初にちよつとその辺をお伺いしたい。

○木下政府委員 お答えいたします。

ただいま委員御指摘の通信研究会の理事長による手形乱発事件ということで報道されておりますが、ただいま御指摘のとおり、通信研究会は通信事業の健全な発展に協力するということで昭和三十九年に設立された社団法人でございます。主な事業は研究会あるいは講演会等の開催、それから通信事業に関する刊行物等の発行をいたしております。

本件につきまして、このたびの事案でございますが、通信研究会の理事長から報告を受けておりますが、理事長が法人の業務とは何ら関係のないプライベートな取引によりまして、総額三億数千万円に上る法人名義の手形を振り出しておる。しかもその一部が不渡りになっているということでございます。私も、公益法人の代表者の行為としてあるまじき行為でありまして、まことに遺憾だと思つております。

今回の事態によりまして、通信研究会が重大な不利益を被つておるわけでございます。省といたしまして通信研究会に對しまして、役員が一丸となつて最悪の事態の回避に努めていただきますように要請をいたしております。また、理事長に對しましては一切の手形の弁済等責任ある対応を求めておるところでございます。

○武部(文)委員 この事件を起こしました理事長は、大手の婦人服の社長のようなことでございまして、不動産業にも手を出すようなことでございまして、理事長を見ますと現職の国会議員が数名おられますし、この中に我が党の議員も一人現職がおられるわけで、実はこういうことは知らなかったのですが、この通信研究会というのは職員がたった四名しかいないのです。それでよく二十七年も仕事をやってきて、どんなことをしたのだろうかと思つていろいろ調べてみると、今ちよつとおつちやつたようですが、何か月刊誌を出しておるようですが、そんな月刊誌を見たことがない。「遊星人」という月刊誌だそう。ユウセイジン、ほう、そうか、郵政に関係があるのかと

思つたら、遊ぶ星の人と書いた「遊星人」だそう。で、こういうものが我が社の知らぬところだとかん存をしておる。

それならば一体郵政省に公益法人、外郭団体と称するものがどのくらいあるだろうかと思つて一覽表をもらったところが、何と百四あるのです。これがいよいよ通信関係の外郭団体と称するものであります。ざつと見ましたが、なるほど私どもがよく知つてゐる名前の方、先輩の方がいらつ

あります。それはそれなりに存在価値のある法人が外れに大きなもので、現実に大きな活動をしておるわけですが、こう見ると片仮名でいろいろ書いてありますけれども全く何だろうかと思つようなものがたくさんあるわけです。

その中の一つがこういう事件を起こした。しかも新聞を見ると「郵政省外郭団体の理事長」、この大きな活字で出るわけでございます。本当に私も、私どもにとっては大きな迷惑だと思つた。郵政、通信関係に携わる私どもとしては大変な迷惑だ。国民から見れば何をやっておるんだということになるわけでございます。百四、ここに一覽表がございまして、ぜひひとつ再検討してみれば要があるのじゃないかと思つた。大臣の見解をひとつお伺いしたい。

○関谷国務大臣 今後とも、公益法人の指導監督につきましては、より一層配意をしていきたいと思つております。また、最近五年間におきましては四法人がそういう意味におきまして解散をしておるわけでございます。昭和六十一年度に一件、それから六十二年度に一件、平成元年度に二件の公益法人の解散を行つておるわけでございます。先生御指摘のように指導監督を今後とも徹底してやっていきたいと思つております。

○武部(文)委員 ぜひひとつその点は検討していただいて、いやしくもこのような不祥事を起こすような内容を持ったものは郵政省としては適切な処置をする必要があるのじゃないか、こう要望しておきたいと思つた。

次に、先ほども同僚議員からお話がございました、例の新東京郵便局の盗難事件であります。これはその後もいろいろと報道されておりますが、大変心配をしておられる者の一人でありまして、その後の経過と後処理の状況について伺いをいたしたい。

○大戸説明員 先生お尋ねの事件でございますけれども、この事件、去る一月二十六日、新東京郵便局内駐車中の神田郵便局あての郵便物を搭載した郵便物運送車両が盗難に遭ったという事件でございます。車自体は八時少し前に同じ江東区内の材木店の材木置場で発見されたわけでありまして、残念ながら車両の中の一部の郵便物が盗まれておりました。盗まれた郵便物は、東京郵政局管内及び関東郵政局管内で引き受けた書留郵便物が千五百四十一通ございました。

これら郵便物の盗難にしまして、被害に遭ったお客様に大変多くの御迷惑をおかけしまして大変申しわけなく思っております。それぞれのお客様には個別に対応して損害賠償などの善処をしてきたところでございます。

損害賠償でございますけれども、被害に遭った書留郵便物千五百四十一通でございますけれども、これまで千五百二十四通、全体の九九％に当たりますけれども、その郵便物につきましてはお客様と損害賠償金の支払いが既に済んでございます。残りの損害賠償の済んでいないものにつきましても、お客様に御理解をいただくように誠心誠意努めているところでございます。

また、捜査関係の状況でございますけれども、事件当日、関東郵政監査局に「新東京郵便局における郵便車盗難事件捜査本部」を設置して、事件発生以来監視庁とも緊密な連携をとりつつ捜査しているところであります。捜査本部では、現場付近一帯の捜索、また関係者からの事情聴取など、監視庁と分担を定めて捜査しているわけでございます。現在、盗難郵便物を早く見つけ出そうと犯人の検挙に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

○武部(文)委員 犯人が見つかったというところで大変残念に思いますが、考えてみればこの年末首は大変な年末首だったと思うんです。特に、人手不足の中で大量のアルバイトや非常勤の職員を各局が努力をして確保をして何とか年末を完全に乗り切った、これは大変評価をしたいと思います。特に民間の宅扱い便が引き受け停止をした、その余波で六百万個に上る小包が郵便局へ流れた、こういうようなことを聞くだけに、やはり職員の努力は大変だったと思うし、困難をよく乗り越えたと思うんですが、それだけにこういうことが起きるとせつかくの努力が水泡に帰してしまふ、一生懸命やっておられる職員から見れば大変なショックだったと思うんです。現場へ行くことやそういうことを聞きます。

したがって、ぜひこういうことが起きないように防犯については特に意を用いて対策を立ててほしい。監察の方は防犯のいろいろなことをやっておられるようですが、まあ起きないにこしたことはない、こういう一つ起きたことが信用を落とすことになる、せつかくの努力が水の泡になるわけですから、この点については特に強く要望しておきたいのであります。

そこで、この経過をめぐって盗難事件の補償交渉の内容が新聞に報道されておるのであります。一々申し上げませんが、今の賠償の額は省令によって決まっております。したがって、申告のあった場合は一万円ということになっておるようですが、新聞報道では一万円だ、五十万だ、百万だといろいろな金額が載っておりますが、被害者との補償交渉はどうなっておりますか。

もう一つ、これを契機に書留に関する制度改正、そういうものをやる必要があるんじゃないか。一万円というのはいかにも前時代的な金額でもあるし、時代にそぐわない、郵政省としてはこれを契機にそういうことを考え直し対策を立てる必要があるんじゃないか、このように思うんですが、この点はいかがか。

もう一点は、引き受けの際に窓口の対応者がある一言親切に対応をするとか、聞くとか、そういうことによって、黙っておればどうにもならぬわけですから、この人は黙っておったそうですが、そういうちょっとした一言がそういうような問題の解決に、問題が起きたときにいい方向に向くんじゃないか、そんなことも私は考えておるので、これは指導の面でそういうことを考えていく必要があるんじゃないかな、こんなことを思っています。いかがでしょうか。

○大戸説明員 まず、損害賠償のことで私の方から答弁をさせていただきます。いろいろな制度の改善あるいはお客様に対する接客の問題については、後ほど郵務局長の方から御答弁申し上げたいと思います。

先生御指摘のとおり、郵便法あるいは郵便規則の規定では、書留郵便物が被害に遭った場合は、現金書留郵便物については最高限度二十万円、現金以外の書留郵便物については二百万円を限度として、差し出し時における申し出額を賠償するということになっております。そして、差し出し時に損害賠償額の申し出がなかったものについては、一万円を限度とする実損額を賠償するというようなことになっております。

こういうことで私ども、先ほどもちょっと数字を申し上げましたけれども、千五百二十四通については、この規定のとおりにお客様に御理解を得て既に損害賠償額の支払いが済んでおります。なお残り十七通でございます。この損害賠償の済んでいないもの、例えば差出人が長期不在で賠償金の支払いができない、そういうものもございまして、それから、実損額がお客様と折り合わないという方も、そういうことで賠償金の受領を留保している方、そういう方もおります。それから損害賠償額あるいは制度そのものに御不満があるという方もございます。

いすれにしても、私どもこの規定のとおりに今後ともお客様の御理解をいただくように誠心誠意努めていきたいというふうに思っております。

○小野沢政府委員 第二点の書留郵便に関する現行制度の見直しの問題でございますが、今回の重大事件によりまして、書留郵便物のサービスのあり方がお客様に与える影響の重大さというものを私どもは改めて認識いたしました。

そこで、どの制度もそうでございますけれども、制度の内容が時代の変化を十分反映したものであるよう努力しなければいけない、そうしてお客様にとって一層便利になつていくように、客便と客利の両方に資するように早急に改善に取り組んでいくところでございます。具体的には、現行の損害賠償限度額の現行二百万円の引き上げの問題、それから、損害賠償額のお申し出のなかった場合に適用される最低補償限度額の現行一万円の引き上げの問題、これの検討を考慮しております。最近におきます利用の動向とか経済の情勢とか、それからそうした措置が郵便事業財政に与える影響、そういったことを踏まえながら早急に検討いたします。また、現金書留の損害賠償限度額二十万円の引き上げにつきましては、四月じゅうを目途に結論を得るべく今検討に入っているところでございます。

○武部(文)委員 わかりました。あつてはならぬことですが、いつ起こるかかわからぬことですから、この改正については早急に協議をして対策を立ててほしいということを要望しておきます。

そこで、今度はこの法律の関係について伺いたいんですが、今国有地なり公有地についていろいろの有効活用の要望が強いわけでありまして、今回の郵政省が高度利用を決定をした、決定をした、決断をした、そのことについて、どういふような提言に基づいてそういう決意をされたのか、これを最初にお聞きしたい。

○小野沢政府委員 今回の制度の創設は、私自身もかねてから必要な政策課題だということでひそかに勉強していたものでございますが、やはり各界の識者の御意見、御提言、そういったことが強い背景となることは常でございます。そういう意味で申し上げますと、近年、特に地価が高騰し

ている都市部におきまして、国公有地を含めた土地の有効利用が強い社会的要請となっております。既に臨時行政改革推進審議会や国有財産中央審議会の答申を初めとして、国公有地の有効活用を指摘されまして、我が国の重要な政策課題の一つとなっておりましても、実際にこの突破口を開くという具体的な制度改正を施行する動きはなかったのが現実でございます。

そこで、私も調査研究会を昨年度設けたのですが、その前に一昨年、予算要求の重要施策といまして土地の高度利用というものを掲げまして、とにかく大事な問題ですから、調査研究が終つてから、でてから要求するということと、ととも間に合わないという事で、私どもの勉強に基づいて、先ほど申し上げましたようないろいろな各界の御提言等御意見を踏まえて早急に手を打つべきだということで、重要施策として土地の高度利用の必要性を訴えて予算要求をしたわけでございますが、その結果、平成二年度予算におきまして、そのために必要な調査研究を行うようにということで調査研究費が認められたわけでございます。

そこで、それに基づきまして昨年初夏から郵政事業の運営基盤の強化というものの一環として、郵便局用地の高度利用について、東大法学部の塩野先生を座長といたしまして各界の有識者をメンバーとする研究会を設けまして、こうした施策の必要性、それから、どういう手法でやっていったらいいかという御提言をいただきました。

それに基づいて、それを武器として大蔵省等関係省庁と折衝をいたしまして、昨年末の大臣折衝の結果認められたということで、先ほど申し上げましたように、各界の御意見、行革審だとかいろいろの団体の御意見、それから私も主幸いたしました調査研究会、その辺の御提言、また時代の要請もありまして、これらが背景となつて力となつて実現した、こういうことでございます。

○武部(文)委員 郵政省がそういうような提言に対して取り組みをされたという経過を御説明に

なつたわけですが、そういったしますと、確かに三階と四階ぐらいの郵便局舎が駅前にございまして、そういうものの上にビルを建てる、合築する、郵便局舎と一体で建てるわけですから、国としてそれをやらなかった、やれない、あるいはやらない、そういう理由は何ですか。これをちょっと説明してください。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

郵便局と合築します事業所用ビルの建設、管理にかかわる業務は、郵便局の用に供する土地という行政財産の有効な活用として行うものでありますから、将来郵便局部分の拡張が必要となつた際に円滑な対応ができるようにするなど、現在から将来にわたつて郵便局の業務に支障が生じないようにして行う必要がございまして、また、公用、公共のための利用に配慮しながら実施いたしました、これを通じて郵政事業の経営基盤の強化に資するという目的を有する極めて公共性の高い業務だということに考えております。

一方、高度利用業務は、多額の事業所用ビルの建設資金を必要とし、また業務のリスクも負わなければならないなど、その業務の性格上、企業的な経営も強く求められる、そういう側面を持つておりますことから、国みずから行うよりも、予算、人事、給与等の面で弾力性のある特殊法人に行わせる方がより効率的な運営を確保できるといふふうに判断いたしましたものでございます。

また、郵政省は、郵便局と合築する事業所用ビルの建設、管理に關しまして、特に管理業務については、これを効率的、効果的かつ確実にを行うためのノウハウを有していないことから、加入者福祉施設の建設、管理について経験と実績を有し、郵政省所管の特殊法人である簡易保険福祉事業団に当該業務を行わせることが適当であると判断した、以上のような理由でございます。

○武部(文)委員 結局、資金上の問題あるいは企業性の問題、そういうことから、国がやらないで簡保事業団にやらせた方がいい、こういう結論になつたような説明でございました。

そこで、先ほど同僚議員もこの簡保事業団の内容について質問がございました。私も聞いておりましたし、こへ「事業のあらまし」というものをいただいておりますわけですが、財政状態としては非常に堅実に運営されておるように思いますが、特に貯金の寄託金がどんどんふえてくる。

簡保事業は、年金の方は非常に古い歴史を持っておるわけですから、そういう意味でも非常に多額の借入金があるようでございまして、運営も、ホームあるいはセンター、そういう多方面にわたる運営をされておるようでございまして、これからやられる局舎というのはどんどんふえていくわけでありまして、金額はホームやセンター以上の大きなものが必要になってくるわけでありまして、簡保事業団の今後の財政状況についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○西井政府委員 お答えいたします。

事業団の設立の経緯なり事業の概要について先ほどお答えさせていただきましたところでございまして、けれども、先生御質問の財政状況でございますけれども、先ほど申し上げましたが、事業団の業務内容といましては、メインの本来業務の加入者福祉施設の設置、運営、それに簡保資金の運用、それから平成元年度から始めました郵便貯金の運用、この三つがあるわけでございます。この三つの業務の経理につきましては、基本的には、それぞれ別々の勘定を設けて区分をいたしておりますので、これによりましてそれぞれの業務の経営成績なり財政状態を明らかにする、そしてそれぞれの業務の効率的な運営と経営責任を明確にする、こういうことで対処いたすようになっております。

そこで、それぞれの業務の財政の状況でございますけれども、まず、加入者福祉施設の設置、運営に關する勘定、これは一般勘定と申しておりますけれども、これにつきましては、近年におきまして保養センターの増設による設備の充実あるいはサービス内容の改善、経営努力によりまして利用者者の増加、さらには、運営面におきまして民間委託を推進するということなどで経営の効率化を図つておられます。この勘定の経常利益につきましては年々着実に増加しているという状況でございます。ちなみに平成元年度の損益状況で申し上げますと、経常利益十四億円ということになってございます。

それから、運用勘定の一つの簡易保険資金の運用状況でございますが、これは簡易保険特別会計から借り入れた資金を有利運用を行ひまして、損益計算におきまして利益を生じたときは、事業団内部におきまして準備金に積み立てまして、なお残余がある場合はこれを納付金として簡保特会に納めるという仕組みになっておるわけでございますが、これにつきましては平成元年度について申し上げますと、簡保特会から借り入れた借入金に対しまして利息その他一般管理費を除きまして、経常利益として平成元年度におきまして三百六十億円ということになっておりまして、このうち七十一億円を準備金として積み立てまして、残りの二百八十九億円につきまして納付金として簡保特会に納付をいたしておるという状況でございます。

それから、特別業務でございますけれども、郵便貯金の運用勘定におきましても、基本的には同様な仕組みになっておるわけでございますが、平成元年度、経常利益で二十六億円ということになっております。これは法律の規定によりまして全額を準備金として積み立てておるということと、それぞれ所期の目的を達成し、順調に推移しているというふうに認識をいたしております。

○武部(文)委員 この簡保事業団の業務というのは、ここにも「事業のあらまし」がございまして、先ほど申し上げましたとおりですが、今度の土地利用でビルを建てるということは、今までの事業の形態から見ると全く違ったことをこの簡保事業団がやるということになるわけであります。したがって、センターとかあるいはホームとか、今までやってきた長い間の歴史を持った事業団とは全く違ったものがくつてくるわけで、そう

いう点については、事業団についての不安というものはあなた方は全然お感じにならぬだろうか。そういう点が私にとっては心配だし、もう一つ言うならば、この高度利用には私どもは賛成であります。それなりに意味を持っておるわけですから賛成いたしますが、不動産屋まがいの、そういうようなことをやっているそりを受けるようなことがあってはこれは大変だなあということを実は心配をするわけでありまして。まさか郵政省が地上げ屋をまねをするわけじゃないでしょうけれども、そういうそりを受けるようなことのないように、この建設については運営については十分ひとつ配慮をしていかなきゃならぬ、このことを考えます。

そのために、コミュニティセンターをそういうところと並立してつくって、そして地域の人の密着の場をつくるとか溶け込んでいくとか、そういうことが必要になるんじゃないか。そういう建物の中に今申し上げたような地域の人が自由に出入りをしていくというような場を並立すれば、併用すれば、そういう面についての心配もなくなっていくんじゃないだろうか、そんなことを考えておるわけでございます。

郵便局舎が近ごろ新しいのがどんどん建ちますが、今地方では、非常に営業活動も活発ですけれども、例えば窓口の付近で催し物をやった利用者の方が始終そこへ出入りをする、こういうようなことが非常に多に行われておりまして好評を得ておるわけですが、ぜひこの新しい局舎、そういうものにはそういうスペースをとって、利用者の方が自由に出入りし、郵便局が本当に身近な存在になるような、そういうこともまた建設の中で考えていってやらねばならぬ、こういうことを考えますが、いかがでしょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

まず第一点の、本件の業務が従来の簡保事業団の業務とは全く異質ではないかという御指摘でございますが、たまたま三年間簡保事業に關係しておりますのでよく承知しているつもりですが、私

が初めて簡保局に着任したときに抱いた印象と三年後に抱いた印象とはかなり違っておりまして、昭和三十七年からのかなりノーハウを身につけてきたなということ、関連諸施設の設置、運営に当たりまして、やはり事業団としては各界のいろいろな問題を勉強しておりまして、そうしませんでした。しっかりした運営ができませんので、特に本件の関連からいいますと、五反田の東京簡易保険会館「ゆうばう」とは、まさに総合施設ということとで共通性も随分あるわけですが、そういったことで、私自身の経験、それからくる感想といったしましては、類似した性格も随分有しているんじゃないかというふうに考えております。また、これまで蓄積した経験とかノーハウとか人材といったことが今度の新しい制度の創設によりまして刺激を受けまして、またその辺が光っていくんじゃないかという予感がいたしております。

それから次に第二点のお尋ねの、こういった制度創設を契機として、郵便局の機能、特にその明るい面、地域社会の方々に親しまれていく、また地域社会の振興の役に立つ、そういう作用をするようにという御提言ですが、当初の段階では数も少ないです、またいろいろな制約条件のもとで進めるわけですが、私の見通しの直観としては、当然そういった面がこれから脚光を浴びていくんじゃないかという予感がしておりますし、今私どもの郵便局自体が心がけておりますことは、地域社会の振興への寄与、コミュニティセンターの役目を果たすということです、先生の御指摘と趣旨を一緒にするのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○武部(文)委員 私は、この経営の主体のことについてちょっと私見を述べてみたいし、大臣の見解も聞きたいのであります。

私は、この今回の特例法としてということになっておるわけでありまして、簡保事業団にこれをやらせることは今の段階ではやはりやむを得ぬなという気がいたします。

というのは、当初、貯金は一体どういうことだろうかということを考えて、貯金振興会というものの内容を調べてみました。残念ながらこれは簡保事業団とは性格が違っていて、定款を見ましても貯金法を見ましても、これはこういう事業を直接やるというふうなわけにはいかないということに性格上わかりました。したがって、特例法として簡保事業団にこれを当面は主体を移すことはやむを得ぬなということはおわかりですが、将来の問題として、私は、事業団の問題と三事業の問題とを少し考えてみたいと思うのです。

行革審が郵政省の経営形態にしきりに手を伸ばして、郵政省の民営化ということを出し始めてきました。第一次行革審、第二次行革審の答申を比較してみますと大分後退をしておるようですから、三事業は一体だという大臣の答弁が歴代の大臣からもございましたし、大臣も恐らく同じ気持ちだろうと思えますし、当委員会では三事業一体の運営ということも基本としてこの政党内も同じ考えだということは、この論議を通じて明らかになったところでございます。もちろん樂觀は許しませんが、これからいよいよ第三次行革審でもまたこうした経営形態についての論議もあるいは引き続いて起こるかも知れません。

こういう中で、この簡保事業団の資金の内容を見ますと、簡保保険の借入金というのが合計で今年度末で約五兆五千五百億円という膨大な額になることがわかります。さらに、郵便貯金の寄託金、これが今年度末で約一兆五千億円。貯金、保険合わせて七兆を超す借入金とそれから寄託金が簡保事業団に入るわけでありまして、簡保事業団というそういうことではなくて、貯金事業もこの問題には相当多額の金が動いておるわけでありまして。残念ながら郵便にはそういうものはないでございます。

したがって、事業団を簡保事業団ということではなくて将来は、これはもちろん仮称ですけれども、郵政事業団というふうなものに改組をして、そして三事業は一体でこういうことをやっておる

んだと、郵便局の郵便事業の中に貯金も保険も金があんな集まって、そうしてその運用の中でこうした局舎も建ていくんだ、こういう形のものが理想的なあり方ではないだろうかということを考えておる者の一人でございます。

したがって、簡保事業団とはいいいながらも、貯金の金がこの中に相当入っておるということを考えますならば、直ちに定款の、あるいは法律の改正はできないにしても、将来、三事業が一本で、一つが崩れたらみんな崩れるんだ、この私どもの基本というものはこういう面でも生かされていかなきゃならぬのじゃないだろうか、そんな気がしてならぬのであります。最初に申し上げましたように、全く簡保事業団とは異質のものを、今回この局舎の建設というふうなことに手をかけないとは思いますが、それしかないわけですから仕方がない方としてはそういう方向に向かって努力をする必要があるんじゃないだろうかということを考えておりますが、ひとつ大臣の見解をお聞きしたい。

○関谷国務大臣 今回の先生の御指摘の内容にお答えをいたします前に、いろいろな委員会あるいはまた当通信委員会におきまして、先般の充実法案におきまして、この機構法の中に追加するのが適当であるかどうかというふうな御意見も多々ございます。

そのように、いろいろ追加されます業務をどの事業団とかあるいは法律に追加をしていくかというふうな問題がいろいろ法律に關して出てきておるわけでございます、そのように世間も大きく変わってきておる、それは一にこの郵便事業の分野だけではないというふうなことを最近とみに感じておるわけでございます。

そういうふうなことでございまして、結論から申し述べますと、先生のおっしゃいますように、またいづれかのときには郵政事業団というふうなものに改組いたしまして、もっと窓口を大きなものにしていくということが必要であらうと認識をいたしております。

ただ、今回のこの土地の高度化の件でございますが、これは簡保が今日までも加入者福祉施設なども設置、運営をいたしておりまして、その点におきましては全然無関係ではないと私は認識をいたしておるわけでございます。したがって、今回の土地の高度利用業務も、同事業団の一部としてもその性質であるとは私は思っておりません。そういうようなことで今回こういう形で提案を出させていただいておるわけでございますが、今後事業団のあり方につきましては、先生御示唆をいただきましたが、総合的に検討を加えていきたい、そのように考えております。

○武部(文)委員 これは将来の問題ですから、我々も一緒に考えていく必要があるだろうと思っております。

そこで、簡保事業団がこれから大変大きなビルを建てるわけですが、資金調達をどうしてやっていくのか。恐らくこれは借金ということになるのでしようが、多額の借金を抱えた場合に、借入金をした場合に、本来業務はどういうふうになっていくのか、影響というものはないだろうか、そんな点を心配するのですが、いかがでしょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

本件業務は極めて公共性の高い業務でございますから、その円滑かつ効率的な実施のために、事業所用ビルの建設資金につきましては公的資金を活用することが適当であると考えまして、この建設資金について、平成四年度において財政投融資計画に基づいて簡保資金を長期借入金として借り入れるということを要求していくと考えてございます。

また、本件業務の実施に当たっては事務経費が必要となります。例えば初年度だと約五千万円ですが、これは市中金融機関からの借り入れをもって措置し、収益が上がるのを待って返済する方針でございます。

そういったことで、この制度の創設に当たりましていろいろな配慮をしなければならぬのでございますが、今御指摘のありましたよう

に、資金調達のために大きな借金をして簡保事業団の本来業務に影響はないのかということが御質問の本質の点だと思っております。

その辺についてコメントさせていただきますと、本件の土地高度利用業務を行うに当たりましては、私ども、それから簡保事業団も、事務所等の需要動向、容積率などの建築制限、そういった要素を綿密に検討いたしました上で確実に採算のとれると見込まれる場合に実施するというところでございます。また、その業務を監督する郵政省においでも、同事業団の事業計画、資金計画等を大蔵省とも協議の上厳重にチェックしていくということでございます。そうしまして、事業所用ビルの賃貸業務を開始した後ある期間経過後に、当該業務に係る収支は相償うことになっていくものであるというふうに判断いたしております。そのほか、他の経理とこの仕事の関係の経理を区分して特別の勘定を設けてやるとか、あるいはこの実施が円滑にいくように早急に専門的かつ実務的な調査研究、これは予算で認められておりますからこれを実施していくとか、そういったあらゆる手法を駆使しながら円滑な実施を期したい、このように考えております。

○武部(文)委員 この点は事業団の将来の運営にも大変影響する問題ですから、慎重に、採算が大体とれるということでない限りはやはりやるべきではない、そんな意見を私は持っておりますし、ぜひ慎重な対処を願いたいと思っております。

時間が来ましたのであと二つで終わりますが、このビルが建ちますと、郵便局舎と民間とが同居するわけであります。したがって私は防犯上の心配をするわけであります。特に、一等地でありますから、その駐車場に多くの面積をとれないから、車は民間も郵便局もみんな一緒だということになる、新東京郵便局のような事件もあるいはまたというようなことさえ考えられる。まして今、郵便車が非常に多くなってまいりました。しかも現金輸送、さらに書留、そういうものの車と民間の駐車場と一緒にあって、そういうよ

うなところ。今では考えられないような犯罪も起きるわけでありまして、郵便局のすぐ上には民間の会社が入っております。今ごろは上から電気ドリルで金庫に目掛けて穴をあける、そういう泥棒さへ出てくるような世の中ですから、そんなこともやはり頭の中に考えて、局舎というものの、多額の金を預かっているものだから、特にそういう点も十分な配慮をしてもらいたい。

例えば駐車場は郵便局の駐車場と同居の民間とは全く別だというようなやり方をしなければ、起きてしまつてから騒いだって後の祭りですから、そういう防犯上の点にも十分な配慮をして設計してもらわなければならぬ。これは言わずもがなのことかもしれないけれども、そういうようなこともぜひやっていただきたい。時間が来ましたので、これが一つ。

あともう一つは、局舎の新築に私どもも賛成です。どんどん建ててもらいたい。しかし、やはり今郵政省を動かしているのは人であり、職員であります。職員の住宅というものが完備されていない。どんなに努力をされて充足されつつありますが、現実には独身寮も不足をしております。また世帯の人たちが入っている宿舎でも、子供がふえてもかわることもできない、相変わらず一戸や二戸のところに入っているというふうな人が、郵政省の資料を拝見してもまだあります。特に東京ではあるのです。そういう面の解消をこれとは別に、局舎の方は進むが職員の宿舎の方は一向に進まぬというふうなことがあってはならぬ、このことを特に強く要望するわけであります。

こ二、三日中に百人決まるそうですが、今度外務職の名簿が、東京ではなくなつて、百人中途採用された。この試験応募者が何と二百名あったということを知りました。百人の東京の外務員に二百人の応募がある。この人手不足の時代に郵便局にはそれだけの人がやはりまだ職を求められているということは、これは異例だと思ひますが大変結構なことだと思うのです。ところが、定員百人採るところに二百百人、これが全国からやっ

てきておる。そうすれば採用された方はとても自分でアパートに住んでというわけにはいかない。しかも外務職は十八歳から満四十歳まで募集しておるわけですから。今の初任給からいって、十八歳で十四万七千八百円、四十歳で二十三万三千五百円の初任給ですよ。二十三万三千円、四十歳といえども子供が二人、三人おる、こう思わなければならぬ。そういう人たちがこういう初任給でとても住宅を自分で探すなどということは不可能です。したがって、優先的にそういう人たちは宿舎を配備してあげなければならぬ。私はそういう点をこの局舎の問題と同時に並行してもっとも力を入れて、職員が安心して業務に励むことができるような配慮が特に必要だということを考えるわけであります。

この二つについて御意見を聞きたい。

○小野沢政府委員 お尋ねの第一点についてお答えしますが、防犯について意を配することの大切さ、今一番身にしみて感じている立場でございます。防犯面の対策を講じておくことの重要性は今申し上げたところでございますが、簡保保険福祉事業団が事務所用ビルを建設するに当たりましては、郵便局と事務所用ビルを峻別し、通用門を別個に設けて、防犯面で問題のないようにすることといたしております。また、同事業団の設置する駐車場の位置や出入口についても問題のないように工夫していきたいというふうに考えております。またさらに、防犯対策を十分講じて郵便局の業務に支障のないよう管理することを同事業団の業務方法書においてもきちんとして規定するなどして、郵便局の防犯上問題が生じることのないように万全を期したいというふうに考えております。

なお、二点目の職員宿舎の問題ですが、これは後ほど人事部長が答弁すると思ひますが、今回の制度の創設がある意味ではこの問題に一石を投じたきっかけになるんじゃないかという気もいたしております。

と考えております。世帯用も独身用宿舎も両方とも現在のところ不足の状況にありますので、今後とも量的な面あるいは質的な整備というものを図っていきたいというように考えております。特に近年、大都市圏におきましては地価高騰によりまして宿舎事情というものは厳しい状況にあります。そこで、建てかえによる高層化や集約立体化を推進して積極的に対応しているところであります。

それから、郵便局舎の上層部の合築でございますが、それについては職員宿舎不足解消施策の一環といたしまして従来から積極的に取り組んでおりまして、今後とも一層地況とかあるいは当該地域の必要性とかそういうものを考えながら、郵便局舎の上層部に職員宿舎を合築できますように努力してまいりたいというように考えております。

○武部(文)委員 終わります。

○野中委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開議

○野中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上田利正君。

○上田(利)委員 我が国は非常に狭い国土、しかも山林が七〇%以上も占めておりまして、その狭い国土の中に一億二千万人が生活をしておられるという状況にあるだけに、土地の高度利用と申しますか、有効活用というのは非常に大切な要件になってきております。

そういう中で、特に国や公共団体の有する土地の有効活用、こういうことが社会的あるいは経済的な大きな要請に今日なっております。そういう立場から考えまして、本法律案はこれを郵政省が先駆けて取り組む、こういうものだろうと思うわけでございまして、私といたしましては評価をいたしております。

そういう中で、国公有地の活用にあたって郵政省がいち早く取り組んだわけでございまして、なせ郵政省が他に先駆けてこのような法律案を出して実施しようとしておられるのか、またその意義はどこにあるのか、この点について最初にお尋ねをいたします。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

ただいま先生から先駆けというお言葉をいただいたわけですが、ここ数年間郵政省各部署とも先駆けて行政需要をつかみ取って実行しようという姿勢で臨んでおります。

その一環でございしますが、まず一つは、先生御指摘のような国公有地を含めた土地の有効活用が、強い社会経済的要請というよりも我が国の重要な政策課題になっているという認識をしております。これが第一点。

それから、私どもの郵便局が、その立地条件や建物構造や機能の特殊性から見て、受け皿としてこれに向いているんじゃないかというところに着眼したわけでございまして、郵便局は、郵便の作業処理を効率的に行う観点から建物構造を低層にしておられますけれども、国民生活に最も身近な国の機関として全国に存在しております。また市街地の中心部に位置するという有利な点を持ってございまして、そうして、その上層部はまだ有効活用できるスペースも大きいことから、郵便局の土地の高度利用の必要性は高く、かつ高度利用の効果も大きいということで、今回のような新たな仕組みを創設いたしました。国有地の有効活用という重要な政治テーマ、行政テーマに積極的に取り組むとともに、郵便局の土地という経営資源の有効活用を図ることといたしましてございまして。

それから、次のお尋ねのこの施策の意義についてでございますが、第一に、郵便事業運営基盤の整備充実に貢献するというところでございまして。第二点としては、土地の有効活用という社会経済的要請にこたえて地域社会の振興に寄与することとございまして。これらの点につきましては、昨年十月三十日に示されました塩野東大法学

部教授を座長とする郵便事業運営基盤の整備に関する調査研究会の報告書においても提言されているところとございまして、それを直ちに実行に移していったということでございまして。

以上のように、本施策は国民生活に最も身近な国の機関である郵便局の土地を高度利用するものでありまして、国有地の有効活用という重要な政策課題の解決に対する有力な方策の一つとして、また郵政事業の経営資源の有効活用を図る新たな方策として大きな意義を有しており、国有地の有効活用についての新たな道を開き、先導的な役割を果たすものというふうに考えております。

○上田(利)委員 次に、郵便局の土地の利用の現状についてちょっとお尋ねをいたしたいと存じます。

都市部における郵便局の局舎の階層別割合並びに建築基準法に規定するところの法定容積率、これに対する実際の活用割合はどのくらいになっておりますでしょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

東京都、政令指定都市十一都市及び県庁所在地四十七都市の駅前とか繁華街などの商業地にある集配郵便局等全国で百七十三局ございまして、それらについて調べてみました結果、郵便局舎は三階建てが約一九%と最も多く、四階建て以下が全体の約七七%を占めております。

二点目のお尋ねの件ですが、建築基準法で規定する法定容積率に対する実績容積率、これは実際に活用している容積率でございまして、その割合、平均容積活用度は二〇%台が最も多く、その平均は約四三%となっております。この数字は、平成元年十月現在でございまして。

こうしたデータから判断いたしますと、郵便局の土地はまだ高度利用の余地が大きく、またその必要性も強い、したがって、こうした施策を講じる意義があるのかというふうに考えております。

○上田(利)委員 全国に二万四千近い郵便局がございまして、この全国の郵便局のうち土地の高度利用が可能な局としましてはどんなような

ところがあるのかというのが一つと、それからその高度利用できる対象局はどのくらいか、ちょっとお示しを願いたいと思います。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

本件高度利用を行う対象となる郵便局といたしましては、数字としては平成二年十二月末現在の全国の郵便局数一万九千局のうち、まずは東京都、政令指定都市及び県庁所在地の駅前、繁華街などの商業地にある全国の集配郵便局等合計百七十三局でございますが、またそれにこれから特殊事情が発生して加わるものもあるかもしれません。が、そういったものの中から高度利用の必要性の高い郵便局を選定する方針でございまして。

なお、そうした対象となる郵便局につきまして、その建て直しの時期だとか、容積率などの建築制限とか、局舎として必要な面積とか事務所等の需要動向、そういった制約があるため、特に制度創設当初は慎重に計画を進めまして、十分に検討を行った上で土地の高度利用を実施していかなければならないというふうに考えております。そのため当初はその対象局の数も限られると思いますが、経験、実績を踏まえていくうちに次第にその辺が充実していくだろうというふうに考えております。

○上田(利)委員 それでは、現在郵便局の土地の高度利用または合築、これらにつきましてどのような事例が今日あり得ますでしょうか。その点をちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○戸田説明員 郵便局の用地の有効利用を図るという意味での合築についてでございますが、まず、郵便局舎と職員宿舎との合築は、全国で二十四件実施しております。また、郵便局と宿舎以外の郵政部内の施設、例えば郵政局の体育館であるとかそんなものとの合築が三件ございまして、さらに、地方公共団体との合築が一件ございまして、福島県の保原町の体育館との合築が一件ございまして。

○上田(利)委員 わかりました。午前中の質問の中にもありましたように、武部委員からもございましたように、宿舎との合築、二十四ということ

でございますが、そういう郵政職員の宿舎問題、さらに御努力をお願いいたします。

それで、実は昨年の十一月の中旬ごろだと思っておりますけれども、郵政省が報道発表をした、郵便局と社会福祉施設との合築、こういうことと厚生省との間でこういう方針が報道されました。この報道によると、このいわゆる郵便局と社会福祉施設の合築と今回の郵便局の土地の高度利用は、性格は違いますが同じようなものだと思います。社会福祉施設というのが限定されずけれども、そういうものと基本的には同じでございます。この関係はどのようになっておるのですか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

まず、郵便局の土地の高度利用の方でございますが、簡易保険福祉事業団が郵便局の上層部に事業所ビルを建設、管理することによりまして、公用、公共のための利用に配慮しつつ、民間の事務所の施設として利用して、郵政事業の経営基盤の強化に資するという制度ですが、その対象郵便局につきましては、その選定の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。

一方、社会福祉施設との合築についてでございますが、これは身体障害者とかお年寄りとか、そうしたいわゆる社会的弱者の方が主として利用する施設であるという特色を有しておりますので、例えば通路や出入り口の設置についても、施設の安全管理面や防災面からの建物構造上の諸条件が必要となります。これらの点を考慮いたしますと、駅前とか繁華街の商業地に位置して、郵便車両の出入りが激しい集配郵便局については、社会福祉施設との合築というのは適当でないケースが多いのではないかと考えております。また、社会福祉施設は、その社会的、公共的な性格から安定性、継続性が重要であります。そして、頻りに移転したり規模を縮小したりしてはならない、それが社会的に影響が大きくなるという点がございまして、集配郵便局の場合には、郵便物数の増加に伴いまして将来の局舎の拡張という

ことも見通しておかなければなりませんので、社会福祉施設との合築には非常に問題が多いのではないかとこのように考えております。

さきに発表いたしました郵便局と社会福祉施設の合築でございますが、あのとき発表した内容のような郵便局は、今申し上げたような問題点が少ない、郵便局の機能面や施設面から見ても比較的に合築が容易だということで、小規模無集配郵便局三局をモデル局として選定して、社会福祉施設との合築を行うことについて厚生省と鋭意協議をしているところでございまして、また、これをさらに理論的、実証的に深めようということで、平成三年度には郵便局と社会福祉施設との合築のあり方につきまして調査研究を行う計画でございます。

以上申し上げましたように、本法案による郵便局の土地の高度利用と、郵便局と社会福祉施設との合築とでは、その実施対象とする郵便局が異なっている、こういうことでございまして。

○上田(利)委員 それでは、法案の関係で二、三お尋ねいたしますけれども、この法案の第二条の二項、「公用又は公共の用のための利用に配慮しなければならない。」というところですが、これは具体的にどのようなものがあるのか、簡潔にお答えいただきたい。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

お尋ねの、公用または公共のための利用の具体例といたしましては、国の出先機関、地方公共団体の支所、出張所、地方公共団体が設置する集会所、図書館、こういった形の利用を想定いたしております。

○上田(利)委員 そこで、今、国民の健康増進あるいはスポーツの振興ということ、地域あるいはその他のスポーツ団体などでも盛んに行われてきておりますけれども、なかなかそういう施設がない。したがって、この法案に基づきまして体育館などができればいいのでございましてけれども、御案内のように、体育館というと、建築高度そのものが一フロアでも三階も四階も高くしなければならぬわけでございまして。あるいは鉄骨でやらなければならぬとか、基準が全部ございまして。これはもうとてもできないと思うのでございまして。

特殊構造のものはだめで、本格的な体育館はできないのでございましてけれども、そういう中で、例えば地方公共団体が老人用のヘルス用具とか器具、こういうものを整えるあるいは設置をしたり、あるいはゲートボールが室内でできるようにするとか、あるいは女性がやっておりますエアロビクスですか、テレビを見るだけでよくわかりませんけれども、そういうふうな施設をこの法案に基づいてやるといふような、そして多くの人が利用する、そういう点はどうかでございますか、できるものでございましてか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。この法案の実際運用の問題に入っているわけですが、一般的な事務所、会議場の施設としての仕様とか規格に適合し、そして建物構造上特別な改修を行うことなく利用することが可能であれば入居することが可能だということでございます。したがって、先生の御指摘のような施設につきましては、このような条件に適合するケースが多いとかがわれますので、原則として入居可能であると考えられますが、個々具体的に判断されることになるというふうに考えております。

また、公用、公共のための利用に配慮することとしておりますので、先生の御指摘のような施設の運営を地方公共団体が行うということでありまして、これを優先的に入居させる、そういう配慮をすることになっております。

○上田(利)委員 今、局長から答弁がございましたけれども、ぜひそういう点にも配慮して、公共団体と一緒にしながら、そういう対応ができるように強く要望いたしておきます。

そこで、郵便局の土地の高度利用をした場合に、将来郵便の需要、今非常に需要もふえてきておりますし、あるいは郵便小包なども、ふるさと郵便というふうなことでどんどんふえて大型化し

てきております。したがって、これらの郵便の需要の増加に対応して、郵便局舎が狭くなってしまうというふうなことが、高度利用をやっちゃっているからこれはあてまえません、上の方出ていってこれと言わなければならないというところが起る場合があると思うのでございまして、郵便局の業務に支障を及ぼすようなことにならないかと思うのですが、この点どうでございましょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

ただいまお尋ねのありましたような心配が生じないように、法令上もまた実際の運用上も配慮していきたいというふうに考えております。つまり、将来郵便物数の増加によりまして郵便局舎を拡張することが必要となった場合には、国は簡保事業団から建物のうち必要な部分を買収するとともに、買い取った建物に係る土地の賃貸借契約を解除することができ、こういうふうにしております。

また、将来郵便物数の増大によりまして郵便局舎へ転用する可能性の高い郵便局舎の近隣階につきましては、会議場等一時使用のための施設といたしまして、そういう利用の仕方をしていまして、またはその階高を高くしたりするなどして郵便局舎への転用が円滑に行われることを当初から確保していきたい、こういうふうにして考えております。

さらに、簡保事業団と入居者との関係につきましても、賃貸借契約において、郵便局部分の拡張が必要となった際には明け渡しを求めることがある旨明記したり、簡保事業団が立ち退きを求めていくなどすることによって円滑な対応ができるように考えております。

この場合、同事業団と入居者との関係については借家法が適用されますが、事務所等の施設の賃貸借契約の更新拒絶または解除の申し入れを行うのは、郵便物の増加などによる郵便局舎の拡張を図る必要から行うという公共性の強いものでありますことから、借家法第一条ノ二に規定します更新

拒絶または解約の申し入れの正当事由として認められるというふうを考えており、これにより郵便局の業務に支障が生ずるおそれはないというふうを考えております。

○上田利委員 今の答弁で支障がないという基本的なことはわかりましたけれども、郵便の需要に対応してこの拡張ができないなどということのないように、十分な配慮をぜひお願いをいたしておきます。

そこで、法案とはちょっと離れますけれども、郵政事業全般にわたる問題につきまして少しく御質問をしたいと思います、こう思います。

最初は、福祉政策と申しますか、福祉の問題でございませうけれども、私自身、国会へ参る前まで福祉の事業関係にも携わってまいりました。そして、身障者の立場に立ったこの福祉をどうしていかうかというふうなことで取り組んできたわけですが、全通信労働組合、これは中央本部の資料でございませうけれども、非常に全通の本部が、これは全国的でございまして、地方本部の場合もあるいは地区本部の場合もそうでございませうけれども、いわゆる政策を前面に出して郵政当局と折衝していくという制度、政策のそういう取り組みを、私が知っている限りでも十年ぐらい前からそういう形でやってきておる。昔は何か闘争一本というふうなこともございませうけれども、制度、政策という、これが労使信頼関係のきずなにもなっていると思うのでございまして、非常に私は感心をいたしておるわけでございませう。

そういう中で、郵政省と全通と一致した問題の中で、最近郵政省におきまして、障害者を持った人たちがお年寄りの利便を図る施策というものを次々と実施をしてきている。全通が政策で、一九八六年ですか、「ふれあい郵便」などというの私も見ておりますけれども、ひとり暮らしのお年寄りのところへ郵便を持って行って、そして往復はがきになっておまして、それをまた例えば市役所に届けるとか、そういうような形の中で、非

常にすばらしい、本当に社会的に価値ある労働運動というのを全通は進めておると思うのであります。

そういうことの中で、今申しましたようないろいろな施策を次々と実施をしておること、私は郵政省に対しても非常に結構なことだ、こう思うわけでございます。特に最近では愛のある郵政行政というふうなことを言っておられる。私も政治に愛をというキャッチフレーズで当選をさせていただいてまいりました。これは余計でございませうけれども、愛のある郵政行政、これに積極的に取り組んでおる。私のキャッチフレーズを盗んだのかどうかわかりませんが、とにかくこれも結構なことだと思っております。

先日、ここにコピーがございませうが、私どもの十八万世帯ぐらいい入っている山梨日日新聞に、実は「小さなポスト便利です」ということで、NHKのテレビや民放でも放映をいたしました。言うならば、この身体障害者の施設あるいは特別養護老人ホーム、こういうところに、車いすで行って、そしてそのままポストに入れることができる、見出しは「小さなポスト便利です」、こうなっております。よく私も知っておる課長がここにきてこの写真にも載っておりますけれども、そして非常にこれがありがたがられ、好評だ。やはり愛のある郵政事業を本当に郵政省はやってるんだ、郵便局、やってくれているな、こういう形で、私もこれにつまみしては、いやすばらしいことだ、こう実は感心をしておるわけでございませう。

そういう中で、差し入れ口が二つあるあの郵便ポストがありますけれども、あて先板に点字の表示をしてみようという、この前も本委員会の中で私も提起をいたしましたけれども、そういうことで、差し出し口が二つあるこの郵便ポストで、あて先板に点字がしてあるのがどのくらい現在ありますでしょうか、これをまずちょっとお尋ねしたいのです。

○小野沢政府委員 お答えいたします。ただいま、愛のある郵政行政、人と人との心の触れ合い、人の気持ちの温かさ、こういうものが実感できる施策の推進について先生のお話がありましたけれども、盗んだのではなくて、たまたま本当に軌を一にして関係者の気持ちにこころを合したということ、これは労働組合の幹部の諸君ともしょっちゅう意見交換しておりますが、そういう状況でございませう。

そういうことで、愛のある郵便サービスの一環として、身体障害者施設や老人ホームの構内またはその付近に郵便ポストを設置するようなことを積極的に取り運んでいるわけでございませうが、今先生から御質問のありました差し入れ口が二つある郵便ポストのあて先等表示板への点字表示についてでございますが、昭和六十三年三月から五月にかけて、全国二万九千本の郵便ポストすべてに表示したところでございませう。その後、差し入れ口が二つある郵便ポストを増設、更改した場合にも、その都度点字表示をしてきており、現在、三万一千本の郵便ポストに点字表示が行われております。

○上田利委員 わかりました。

それで、私が昭和六十三年の三月だと思いますが、本委員会におきまして、一部の地域において郵便ポストへの郵便の取り集めの時刻を点字で示してほしい、点字を貼付してほしいということを御提起をしたことがございませう。これは非常によい施策だということも喜ばれておるわけでございまして、そのときに、全国実施をやはり早くすべきである、こういうふうに昭和六十三年の三月の本委員会の中で御要望を申し上げ、指摘をしておきました。

その後、ちょうど三年経過をしておるわけでございませう。逐次拡大されているということは私も承知をいたしておりますけれども、どのような状況になっているのか、そしてこれからどのように取り組もうとしているのか、この点をひとつお尋ねしたいのです。

○小野沢政府委員 お答えいたします。昭和六十三年三月二十三日の本委員会、ただいま先生のお話のあったような御提案を受けたわけですが、その御提案を踏まえまして、目の不自由な方の御利用が多いと思われる視覚障害者施設付近に設置された郵便ポストに取り集め時刻の点字表示を行うことといたしまして、御提案の二カ月後の昭和六十三年五月、これに該当する全国の郵便ポスト約三百本全部に取り集め時刻を点字表示したテープを貼付いたしました。

それから、平成三年度におきましては、郵便事業関係予算重要施策である「愛のある郵便サービスの充実による社会福祉への寄与」という具体的施策の一つとして、全国すべての郵便ポストの取集時刻表示板に、取集時刻を点字表示したテープを貼付する計画でございませう。

○上田(利)委員 わかりました。そうすると、いよいよと全国にということですが、どのくらい郵便ポストはあるかわかりませんが、十万を超えているんじゃないかと思うのですけれども、全国というとなんになりましょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

郵便ポストは、平成元年度末現在で全国で約十六万本でございます。さらに、平成二年度設置見込み数、それから平成三年度の設置予定数を含めると、施策対象の郵便ポストは合計で約十七万本になります。

○上田(利)委員 それは、完了するのはいつごろになりましょうか。

○小野沢政府委員 正確な数字を申し上げますと、平成元年度末現在で十五万八千三百九十二本、平成二年度設置見込数が三万八千九百九十二本、平成三年度設置見込数が四万六千三百三十二本、合計十六万六千九百十六本で、約十七万本と申し上げたわけですが、そういうことで平成三年度予算成立予定数ということですから、平成三年度内ということでございます。

○上田利委員 わかりました。次に、特定郵便局の制度関係を含めてお尋ねを

いたしたいと思ひます。

最近、特定郵便局の中には、地域の文化あるいは地域の景観、そういうものを壊さないようにという事でさまざまな、建築する場合に建築部がこれをお考えになっておるんだと思ひますけれども、そういうものにマッチしたような形の中ですばらしい局舎がちらほら出てきております。全部じゃないのでございますが、出てきておるわけでございますけれども、今後ともこのような局舎の建設には積極的にぜひ取り組んでいただきたい、こう思ふわけでございますが、これらの計画はどんなふうになされておるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○戸田説明員 今先生から御評価をいただきました、大変光栄に存じておるところでございます。特定郵便局は特に地域に密着した郵便局でございます、私たちが、郵便局の業務はもろもろでございまして、局舎の建物そのものでも地域の振興なり発展に貢献したい、お役に立ちたい、こういうふうにお考えしております。したがって、ただいま先生がおっしゃいました地域の文化あるいは景観、あるいはもう少し細かいこと言いますと、例えば地域の特産物を採用するとか、あるいは地域独特の材料を使うとか、そういったことも含めて建築部の大変重要な課題だと考えておるわけで、これからは積極的にそうした方向を進めてまいりたいと考えております。

○上田(利)委員 昨年本院で北海道に視察を行いました、本場にすべて地元でとれる木材で全部つくったのですよね、それを見せたいだきまされたけれども、いや、これはすばらしいな、そういう感じが非常にしたわけでございます。どうか、それぞれそういう創意工夫をしながら、今建築部長からもお話がございましたけれども、積極的にこれは、予算とかのかかわりもありましようけれども、やはりこれからはそういう形で進めていただきたい、さらに要望いたしておきたいと存じます。

そこで、昨年の本委員会におきまして、郵政窓

口の本来の使命と申しますか、やはり特定郵便局というのはその地域の中心になって、そして親しまれる郵便局だ、こういう形で地域におきましては期待をされております。だから私は、普通郵便局はもろもろでございまして、特に特定郵便局を重視していかねばならない、こういうことを昨年の本委員会でも申し上げましたけれども、今後とも特定郵便局の設置にはそれぞれ取り組んでいただきたい、こう思ふわけでございます。そういう中で、特に大都市におきましては地価が非常に高騰している。それだけに郵便局の設置には御苦労をなさっておると思うわけでございまして、そうかといって、土地が高いからだめなんだということにはならないわけでございまして、特定郵便局の増置などはどのように考えておるのか、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。大都市における特定郵便局の増置につきましては、ただいまの先生の御指摘と全く同一の認識に立てておまして、着任以来私の取り組んだ最重要課題の一つとしていたしております。

具体的なお話を申し上げますと、郵便局が極度に不足している郵政窓口サービスが十分でないという声が強かった東京などの大都市における郵政窓口機関の設置を強力に推進するため、とにかく本気で取り組もうということで、平成元年の八月に、郵政省内に郵務局長の私を会長とする大都市における窓口機関設置推進協議会を設置いたしました。特に東京都心部において早急に対応することと求められていた地域が当時の計算で五十六カ所あったのですが、これを何とか解決しようという事で挙省体制で取り組みました。

その結果について申し上げますと、実は予期した以上なのでございますが、それまでは設置箇所

の決定、設置予定、折衝中のもの、全くなかったわけですが、皆無だったのですけれども、平成元年八月から現在までの約一年七カ月間で、既に特定郵便局を七局、ちなみにどういふところかを申

し上げますと、新宿三井ビル内局とか、日本橋二局とか、銀座通局とか、池袋グリーン通局とか、赤坂通局とか、七局を既に設置済みでございます。また、A・T・M等の機械コーナーを六カ所設置しました。さらに現在、五カ所について特定郵便局の設置箇所を決定いたしております。また、十六カ所について郵政窓口機関の設置を現在折衝中でございます。

こういうことで、当初関係者が不可能と思つて

いたことが予期した以上の成果を上げることができまして、これにかかわった関係職員、地元のお客様、地元の特定局長さん方は本当に喜びまして、こういう難しい施策でも本気でやればやれるんだなということ非常に自信を今持っております。よい例ができたと思っておりますので、これからこうした貴重な経験を踏まえまして、大都市における郵政窓口機関の設置につきましてさらに真剣に取り組みたい、こう考えております。

○上田(利)委員 人事部長にお聞きいたしますけれども、都市における特定郵便局の増置の問題、今局長から御答弁いただきました。非常に努力をされておられる。本場にこれか、もうさらに努力をされていただきたいと思ひますが、そういう中で、とりわけ都市部の特定郵便局は、私どもも行ってまいりますと事務量が非常にふえてきています。それだけ信頼をされているということでございます。したがって、しかし要員がなかなかそれに追いつかない。これは定員、現在、定員法があるからなかなか難しいということも承知しておられます。しかし、昨年も定員増をしましたし、ことしの予算を見ましても要員を一千名以上というふうな形になっております。これも努力の跡が見られるわけでございますけれども、その要員不足が、もうやっても著しく不足をしておる、こういう状況ですけれども、人事部長、どんなふうに対応しようとしておられるのでしょうか。

○渡邊(民)政府委員 お答えします。職員

の営業努力とか商品・サービスの開発、それから日本経済の順調な発展と相まって、郵政三

事業、先生御指摘のとおり非常に業務量が伸びております。円滑な業務運行を確保していくためには要員の確保の問題が重要な課題であるというふうに私どもも考えております。

先生御指摘の、都市部の特定郵便局の業務の安全確保に対処するための要員の確保につきまして、一つは、無集配特定郵便局の新設に必要な予算定員の確保というのをやっております。それから二つ目は、業務量の減少している地域から業務量の増加している都市部への定員の移しかえをやっております。三つ目は、業務量の増加に伴う、先生御案内のとおり郵便等は波動性がござい

ますので、非常勤の職員を雇用したりしております。それから、郵便局の窓口の機械化というものも積極的に進めておまして、例えば郵便物の計量とか郵便料金証紙の発行を自動的に行うような機械の配備とか、それから貯金保険端末機の配備などをやりました。作業の効率化をやった。今後はとも業務量というものを的確に把握いたしまして、必要な要員の確保に努めていきたい。また作業の効率化というものを図ってまいりたいというふうな考えでございます。

○上田(利)委員 建築部長にちょっとお尋ねしたい問題がありましたけれども、これは後日に譲ります。時間もございませぬ。

そこで大臣にちょっとお尋ねしたいのでござい

ますが、今日、各企業もそうでございまして、再生紙の活用、これは環境保全には欠かせないんだということ、ただちょっとコスト面で問題があるんですけども、だからといってやはり環境保全を最重点に考えなければならぬ今のこの時代になっておるわけでございまして、いわゆる資源の有効活用の観点から、この再生紙の活用ということは今日の最重要課題だ、こう私は思

うのでございまして。郵政省のきょうのこの法案立派なものでござい

まして、どうもこれも厚く再生紙じゃないよう

ですが、よく見ましたら、今技術がよくなったか

ら再生紙のようでございまして、しかし非

常に立派なものをつくられている。余りこういう立派なものではなくて、ざら紙にちょっと色がついたようなものでもいいと思うんです、再生紙の。こう私は思っているんですけれども、やはり郵政省が先んじて局舎の高度利用というこの法律案を出してきた中で、今度は各省庁全部再生紙を利用していくという、こういうことを郵政大臣は率先して閣議の中で、本委員会の中でも提起があったと言ってもらっても言わなくてもいいんでございませうけれども、そういうふうなすべきだと思われけでございませうけれども、大臣としての所見をちょっとお伺いしたい。

○関谷国務大臣 伺いますとこれも再生紙だそうでございませうので、御理解をいただきたいと思ひます。(上田(利)委員「表紙もそうかな」と呼ぶ)表紙は違うそうでございませう。中の紙は再生紙でございませう。

先生御指摘のように、自然環境の保全ということ、それから資源の有効活用ということとは、これは国を挙げてのこれから対処していかなければならない、解決をしないかなければならない重要な課題でございまして、郵政省もそういうようなことで率先して努力をいたしておるわけでございませう。また、御指摘のように再生紙も現時点ではまだいささかの量が十分でないわけでございませうから割合高であるわけでございませうが、さりとて、いずれにしてもそれは越えていかなければならない一つの課題でございませうから、今の時点から再生紙を利用するように努めてまいらる所存でございませう。

○上田(利)委員 そこで資材部長、この間ちょっと伺いましたら、郵政省でも再生紙を最近では部内広報誌やその他については非常にお使いになつていただいておりますのでございませうけれども、郵政省においては今日の程度再生紙をお使いになつておるか、ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○山口説明員 お答え申し上げます。
ただいま大臣からお話ございましたように、森

林資源の保護というふうな観点からこれまでも積極的に再生紙の利用推進を図ってまいりました。今お尋ねの現在における当省の再生紙の利用状況でございませうけれども、比較的前から利用しておりますものとしたしましては郵政公報、それから各郵政局から郵便局に出しております郵政局報、それからまたごく最近では、御案内のようにふるさと小包等で段ボールの箱が利用されておりますが、これらにつきましてもすべて一〇〇%再生紙というふうなことでございませう。

特に本年度、平成二年度から新たに使用を開始いたしましたものとしたしましては、通信白書が大きなものでございませうが、通信白書に再生紙を利用しました。それから各種の報告書がございませうが、こういうものについても総計二百点ほどのものが一般印刷物として現在再生紙を使用しております。そういったしまして、本省の中で使っている各種の用紙がございませうけれども、いわゆる省内で印刷用に使っている紙、それからコピーの用紙あるいはワープロ、パソコンに使っている用紙、こういうものはほぼ一〇〇%再生紙を使っているような状況でございませう。

ただいま大臣からお話ございましたけれども、申し上げるまでもなく、再生紙につきましても、例えば価格の問題があるとか、あるいは機械処理であるとか裏カーボンに使いにくいとか、長期保存にやや難があるとか、それからまだ量的に安定供給が得られてないとか、いろいろ克服すべき課題は多いわけでございませうけれども、冒頭申し上げましたように、資源の有限性でありますとかあるいは地球環境の問題等というふうな観点からいたしまして、これをぜひ進めていく必要があるというふうな認識をしておりますので、これを進めるためには多くの関係の皆さん方の御理解と協力がなければできません。そういうことも得ながら積極的に進めてまいりたい、こういうふうな考えでおりますので、ひとつ今後ともよろしくお願いする次第でございませう。

○上田(利)委員 今、資材部長からお聞きしまして、非常に取組んでおりまして、再生紙をできるだけ使おう、こういうことは非常に結構なことでありませう。先ほどもちょっと大臣にも申し上げましたけれども、再生紙の一層の利活用の促進、こういう立場でまた閣議などで御努力をいただきたい、こう思います。

最後になりましたが、大臣にひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。
冒頭にも申しましたように、郵政事業というのは国民に非常に信頼をされてきておる、そして高い評価をいただけてきているわけでございませう。それは何といつても労使の信頼関係の中で安定した労使関係というものがこの数年来ずっと築かれてきたことも信頼されておる大きな要素であると思われけでございませう、やはり労使というものはそれぞれ相互信頼の中で、そして事業は人なり、こう言われるわけでございませうから、そういう点で今後とも健全な労使関係、労使の信頼関係というものを、ひとつ大臣を中心にながら築き上げていただきたい、そう思うわけでございませう。

そういう中で、郵便事業に携わる職員、本当によりよいサービスを提供しよう、労働組合みずからその政策を提起をして、そして国民の郵政事業にしよう、こういう形で御努力をされているわけでございませう。雪の日も雨の日も風の日も、そして一年じゅう休むことなく職員はサービスを提供しながら努力をして汗を流しておるわけでございませう。一生懸命頑張っておるわけでございませうから、そのような職員の努力に報いる。愛ある郵政事業というけれども、職員にも愛を与えなければ、その職員が愛をもってまた愛を与えていくということになるのですから、そういう立場ではやはり処遇の改善というものが非常に必要だろうと思ひますのでございませう。この点について最後に大臣の所感をお尋ねをしたいと思ひます。

○関谷国務大臣 先生御指摘のように、昨年の大変な年末の繁忙期におきましても、お客様に迷惑

かけることなくすべての仕事を達成することができたわけでございませう。それは職員の皆様方の努力以外の何物でもなかったわけでございまして、この点に關しましても私は非常に誇りに思つておるわけでございませうが、そのようなことを達成することができませうのは、これは労使関係が信頼で築かれておるという基本的なものがあつてのこととございませうので、先生御指摘のように額に汗をする職員に対しては十分に報いるという手当の新設あるいは改善、こういうようなことは給与特例法、この精神を踏まえまして適切に処遇をしていきたい、努力した者が正しく報われるというその考え方で進めてまいりませう。

○上田(利)委員 大臣に期待をいたしまして、質問を終わります。

○松浦(昭)委員長代理 次に、山下八洲夫君。
○山下(八)委員 土地の高度利用のための法案審議でございませうが、それに入る前に、できましたら先に二点ばかり、お願いと申しますか確認と申しますか、若干質問をさせていただきたいと思ひ次第でございませう。

そのうちの第一は、何といひましても郵便局舎にならうかと思ひますが、局舎の新築あるいは改築、普通局あり特定局あり、いろいろあるわけでございませうが、そういう中で、私が頭の中で想像いたしますと、例えば特定局でもあるいは普通局でも、全国各地で毎年かなりの量が二分あるのではないかと。私は東海でございませうから、それが東海の郵政局である程度整理をされ、本省に上がってくる。また本省でも整理をされてくる。何点になるのか別にしてしまして、その中から大蔵省の方へ予算要求をしていくという形になつておると思われけでございませうが、その前段としまして、一つは、もしおわかりになりますれば、全国的に毎年どれぐらいの要望があり、そして、最終的に毎年何件ぐらいの予算要求をなさつておるか、おおよそで結構でございませうから教えていただきたいと思います。

○戸田説明員 平成三年度の予算の中で、郵便局の局数や何かで御説明申し上げたいと思いが、普通郵便局で申しますと、土地の買収が二十二局、建物の新増築が二十九局、特定郵便局の土地の買収が五十五局、建物の新増築が六十五局、こういうことになっております。

○山下(八)委員 今一つ落ちたわけでございますが、その中で大蔵省への予算要求は毎年平均しまして大体何件くらいなさっていらっしゃるんですか。

○戸田説明員 ただいま申し上げましたのが大蔵省への予算要求でございます。

○山下(八)委員 私の尋ね方が悪かったのでしょうけれども、大蔵省で予算が認められるのはその中で大体どの程度になってまいりますか。

○戸田説明員 ただいま申し上げました数字は平成三年度の予算案の中に認められた数字でございます。そして、その前の段階で要求いたしましたのは、平成三年度、普通局で六十七局でございます。

○山下(八)委員 きょう大蔵省に御出席をいただいているわけですが、今お話を聞きました、ある面では少しはほっとして、私の予想以上に予算要求に対してこたえていらっしゃるというふうにも理解をいたしますけれども、正直申し上げまして、郵政三事業、郵便にしましては貯金にしましては保険にしまして、それこそ労使の皆さん方の大変な努力の成果だと思わなければならないが、この間ずっと黒字態勢にきている、そういう意味では大変立派な事業運営の展開をしているというふうには私は判断をしているわけです。

そういう中で、ぜひ大蔵省に強くお願いを申し上げたいわけですが、特に局舎でございますか、あるいは宿舎の建設でありますか、このような要求が郵政省から来たら、特段の配慮をしてほとんど認めていく、このような姿勢をとられる時期にもう来たのではないかと、いうふうに思われます。

と申しますのは、これが過去のように赤字であれば、こういうことは申し上げませんけれども、黒

字で、本当にみんなの努力で一生懸命運営をなさっている。そして、それぞれ局舎にしまして、昔と違ひまして、また後ほど触れたいと思つていたわけですが、町づくりに適したようないろいろな局舎ができておりますし、またそういう中で働く職員の方々は、都市部を中心にしまして住宅には大変苦勞なされているわけです。そういう中で、どこにも迷惑をかけずに行うわけでございますから、そういう意味では、局舎建設でありますとか職員宿舎の建設に對しまして郵政省からの要求に對しては、先ほど申し上げましたようにぜひ特段の配慮で認めていく、このような姿勢を出していただきたいと思ひますが、その点につきましてお尋ねしておきたいと思ひます。

○原口説明員 お答えいたします。

今御指摘のありました局舎等につきましては、毎年度の予算編成に当たって、郵政省の方から要求の内容、緊要性等について逐一伺った上で、その必要性の高いものについて所要額を計上しているところでございます。三年度の予算案につきましても、局舎その他施設費全体では、対前年度一九・五%増の二千六百二十二億八千六百万円となっております。それなりに相当増額をしているというところでございます。また、最近の業務量の増加とか、そういう事情はよく伺っておりますので、その辺は十分しんしゃくしてまいりたいと思っております。

ただ、郵政事業につきましても、黒字ではございますけれども、黒字幅というのにも限られておりますので、このような施設の建設等に充てるために、やはりその財源の相当部分を借入金でもって賄わなければいけない部分も出てまいります。また、その借入金の累積額というのでも六千億円くらいに達しておりますので、この辺の状況等とその整備の緊急性というものを勘案しながら、できるだけ御要望にこたえるように措置していくというのが現在の対応でございますので、よろしくお願ひいたします。

○山下(八)委員 特に郵政省の場合、土地の先行取得というのが正直申し上げてできないのです。これは私の選挙区の例を出して恐縮なんです。が、可見市というところがありまして、ここは名古屋の大変なベッドタウンでございまして、この十年間くらいに人口が倍くらいいなりました。率のペーステンの中には入っているのじゃないか。今資料を持ってませんからはっきり覚えてないのですが、局舎ができてまだ十年たつたかないくらいなんです。

それで五年くらい前、これは人の不幸を喜んではいけませんけれども、たまたま隣に弱電の電気屋さんが店を張って倒産しました。

どっちも局舎はすぐ手狭になるのだから、倒産したこのチャンスに、地続きだし、角地になっていて、将来のために大変いいから買いたいよと。言って、当時東海郵政局の方にも、何とか買う方法はないのだろうかというお話を申し上げたことがあるのですが、とうとう買うことができなかった。これも第三者に買われてしまった。今は局舎が狭くて狭くて大変苦勞しているわけです。

そういうことを考えますと、大蔵省にお見えになっておられますので、その辺についても、今御答弁必要としませんが、ぜひ大蔵省としても土地の先行取得について、土地というのはチャンスがないとなかなか、そのチャンスを見逃してしまいうと、ビルを建てるのと違ひましてなかなか取得しにくいという点がございまして、なお一層検討していただきたいと思ひますし、郵政省も検討していただきたいと思ひます。

それから、ちよいどい機会でございますから大蔵省も耳を傾けておいていただきたいと思うのですが、実は、私は八日の日に名古屋の通信病院を視察をさせていただきました。ここで病院長さんと事務局長さんとかあるいは薬剤師の責任者とかまた労働組合の委員長さんとか、いろいろな関係者からのお話も聞き、そして病院の施設も見させていただきました。

それで、ことしの一月三十一日付で人事部長さんと建築部長さんあてに、名古屋の通信病院を建てかえていただきたいという要請、要望書が出されたと思うのです。この要請書の中身を見てまいりますと、しかも郵政省の職員の名前だけを集めて、それは短期間で七千八百四十人もの、これは一般の方ではなくて郵政省の職員の名前で出されているわけですね。これは、出された関係者は、全通信労働組合の愛知地区本部の委員長さん、静岡地区本部の委員長さん、岐阜地区本部の委員長さん、三重地区本部の委員長さん、それをくります東海地方本部の委員長さんと、東海が一つになって要望書を出された。

それで、私も率直にあそこへ行きまして見させていただきました。一つは個室というのがないので、それからもう一つは、今六人室で入院なさっているこの部屋が、普通の病院でいいますと多くても四人室ぐらいのところ六人室になっている。特に重病の方だけ二人室にして少しだけ部屋がとってある、こういう状況でございまして、それから、今日の目に見えますと廊下も随分狭くて、普通の廊下の三分の二ぐらいの程度しかないんじゃないかな、最近のアパートの廊下と同じような感じが率直にたわけですが、それから、全体的に狭いと思つたわけですが、階段の横あたり、医療機器なんか、簡単に言えば倉庫がわりに置いてある。ああいうところに本当に置いていいんだらうか、あるいは消防法から見たらどうなんだらうか、そのような心配もいたしました。

それで、いろいろとお話を聞かせていただいたわけでございますが、そういう中で、それこそ今その名古屋の通信病院につきましては大変評判がよろしゅうございまして、もう毎年毎年患者さんが大変伸びてきている。六十年で十五万九千七百三十八人でございまして、毎年毎年一万以上の患者さんがふえまして、もう平成元年度には二十万を超えてしまふ、大変な伸び率であるわけです。

そういう中で、一つは通信病院でございますから、郵政省の職員が皆さんが大体このうちの四割ぐらいだろ、あとの六割ぐらいは地域医療として地域の皆さんの医療にも携わっている。だけれども、この六割の中には郵政省のOBの皆さんもたくさんいらっしゃいますから、このOBの皆さんはどれだけの六割の中にいらっしゃるか、これはちょっと確認はとれないというふうなお話等も聞きました。

そういう中で、私は率直に申し上げまして、通信病院が全国十四カ所あるようでございますが、この通信病院の皆さん方は、オール郵政省の職員の皆さん方、それこそ命と健康を守る仕事を健康診断を初め一生懸命なさっているわけですね。その上に立ちまして、そして職員の皆さんが、また先ほどのお話ではございせんが、愛のサービスで一生懸命職員が健康で行う、それがまた住民にサービスしていく、そういうことを考えますと、私は、この通信病院の任務というのは大変重要な任務を持っているのではないかと、そのように思うわけです。

そういう中で病院長さんなんか、どうも通信病院というのには光が一番当たりませんよ、このようなお話等もなさっていただけでございます。まず、そういう一番皆さんの大切な命を支える、ここに向かってもっと愛の光を与えていただきたい。そのためには私は、結論を申し上げますと、ここはなるべく早く改築した方がいいんじゃないか、そのように思いますので、その辺につきまして郵政省の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○渡邊(民)政府委員 お答えします。

通信病院は職員及び家族の医療、健康保持という観点から設置をされまして、地域医療にも協力するということで一般開放を進めて、地域の皆さんにこの御利用をいただいております。先生御指摘の名古屋通信病院は、庁舎の狭隘化といえますか、それから経年による老朽化などがありまして新築が必要であるというふうに私も

考えておりまして、今後ともその方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山下(八)委員 この問題は、この辺で終わらせていただきたいと思います。大蔵省も聞いていたでいてるでしょうか、ありがとうございまして、もう結構でございます。

それでは、先ほど同僚の武部理事の方からも質問があったようでございますが、一月二十六日の新東京郵便局の盗難のことについて少しだけ触れさせていたしたいと思います。

私も、この、特に在日朝鮮人作家の李恢成さんの問題が新聞に記事として出まして、若干この問題につきまして心配をしたわけでございます。

まず、その心配をしまして、ざくばらんに申し上げたいと思うわけでございますが、李さんに私も電話をしましていろいろこの経過を聞きまして、経過を聞きまして、何と申しますか、郵政省の考え方と李恢成さんの考え方、やはり違いがあつたとも思いますし、あるいは話の中で、ボタンのかけ違いみたいなものもあつたというふうな気も率直に私はしているわけでございます。これはどちらが正しいとかどちらが悪いとか、そういうことではないと思います。電話でいろいろとお話を聞いておきますと、かなり感情的になつていらつしやるなということも率直に言つて察知をいたしました。

もちろん、冒頭、このような事故というのは好きでやっておるわけじゃないのです、最大限事故をなくすことに努力なさっていますから、この起きた事故がいいとかけしからぬと、もう今さらそういうことを申し上げても仕方ありませんから、あえてそういうことには触れたくありませんが、私は、ただここで一つ一番気になるのは、何と申しますと、郵便法でいいますと李さんの場合は一百万の補償しかできない、それが郵政省の本省で、あるいは関東郵政局でいろいろ何回もお話し合ひをしているうちに、だんだんと五十万になり百万になる、そしてこれを公表しない

でいたしたい、このようなところが一番のこの事件の大きな問題点ではないかと私は思うわけですが、あくまでもやはり法に乗つて、きちっと一百万なら一百万、そして、仮にその一百万というところで問題解決しなきゃいけないでオープンに解決をしていく、このことが大切だつたと思うわけです。

ですから私は、この問題につきましては、いろいろと苦労されて、そのような原稿ですから、なかなか価値というのには難しいと思うわけです。また自分でも苦労されて、二週間ですか、かかつて、大体同じようなものを書かれたりされているわけですから、補償問題というのは大変精神的、慰謝料的なものになつてきまして難しい問題があると思うわけですが、何と申しますと私は、せっかく皆さん方も努力なさっている、だけれども、あつた新しい新聞記事が出る、全体の郵政職員に不信感を与える、あるいは全体の国民に対して、せっかく現場のそれぞれの職員の皆さんが努力しているのに不信感を与える、ここが一番心配の種であつたわけです。

ですから、こういう問題、なぜこのような、一百万が五十万、百万になつたのか、その辺について簡潔に教えていただきたいと思いますし、それがまた白紙に戻りましたというところは、なぜ白紙に戻ってしまったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

まず、今回の事件を通じて反省点の一つは、長く定着していただけた、また信頼を受けていただけた、この書留郵便物の損害賠償制度が、かつて信頼の裏返しとして周知の徹底について最近怠つていた点があるということで、この点改めて周知徹底しているわけでございます。

それから、私どものこの損害賠償制度につきましての方針は始終変わっておりませんでして、現行法令制度の枠内できちんと処理するということが臨んできているつもりでございます。恐らく現地のやりとりで、原稿料の換算その他のいろいろなやりとりの中でそういう話が出たことと思

いますが、私どもとしては終始、現行法の運用についての考え方は変わっていないつもりでございます。ただ、時代の変化に即応しまして現行制度を見詰め直す必要は常にありますから、そういった点はまた別として、今検討を始めているところでございます。

○山下(八)委員 現行制度の見直し、午前中にもそのような答弁がございましたが、ぜひ見直しをしていただまして、あのようなことが二度と起きないように、とにかく、盗難よりあつた問題というのとはまた違った意味で信頼を失ひますので、ぜひそのようなことがないようにしていただきたい。常にガラス張りになる、このような状況をつくり出していただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

それでは、本論でございまして高度利用のことにつきまして若干お尋ねをさせていただきます。

特に、理由の中に、国有公有地の有効な利用、活用が強く求められているわけでございまして、また郵便局の多くは市街地の中心部、一等地と言つた方がいふと思いますが、にありながら比較的低下な建物になっておりまして、そういう中から簡易保険福祉事業団に郵便局の用に供する土地の高度利用のための業務を行わせるとともに、郵政事業の経営基盤の強化に資する措置を講ずるということで、この法律が出されております。

私も率直に申し上げます、この法律案につきましては賛成でございます。いい法律であると思つたわけですが、特に日本の国土は狭いわけですし、また都市部が集中しておりますから、なお有効利用していただく、大変すばらしいことだと思ひます。ただ、一方では、何と申しますと国有財産でございますから、その点の兼ね合いもあろうかと思つたわけですが、この法案の第二条に、簡易保険福祉事業団が合衆を行う場合「郵政業務との調和を確保する」とありますが、この意味がもう一つちょっとわからないものですから、それを一点お尋ねしたいと思ひます。

時間がなくなるといけませんから、ちょっと早

目に進めていきたいと思います。

それから、これまでに、過去と言った方がいいですね、これまでに郵便局と地方公共団体なんかとの合築例があるのかないのか、その辺もわかりましたら教えていただきたいと思っています。

○小野沢政府委員 第一のお尋ねの点についてお答えいたします。

土地の高度利用業務におきまして、現在及び将来にわたって郵便局の業務に支障が生じないようにすることが必要でございますが、それを確保するために、本法第二条三項におきまして、「郵政業務との調和を確保するための基準として郵政省令で定める基準に従って行わなければならない」と規定して、将来の郵便物数の増加に対応して郵便局舎の拡張が必要となった場合に、建物郵便局舎に円滑かつ確実に転用できるようにすることなど、現在及び将来にわたって郵便局の業務に支障がないようにすることとしているわけですが、それを法律的に書いてみますと、関係者一同工夫した結果、内閣法制局とも相談した結果、こういうふうになったということでございます。

なお、先ほど申し上げました郵政省令で定める内容でございますが、具体的に申し上げますと主なものが三点ございまして、一つが、郵便局の直近階を会議場の用に供する施設その他郵便局の庁舎への転用が容易に行われるものとすること。第二点、郵便局の直近階の階高を高くすること。第三点、郵便局の上層部の建物の管理に關し、管理規程を定めること。こういったものを予定しております。

○戸田説明員 郵便局と地方公共団体の施設との合築の例は、福島県の保原町の体育館と保原郵便局とを合築した例がございます。

○山下(八)委員 一件だけですね。そうしますと、この問題で若干触れていきなすと思うのですが、今回の法律案に基づいていきますと、簡易保険福祉事業団が建設をします事務所ビルの対象地域は、私が個人的に判断しますと、オフィス事情が特に大都市は足りない、そういうところからの

発想もあるのではないかなと思うわけです。そういうことを考えますと、東京でありますとか大阪でありますとかあるいは名古屋、このようなかなりの大都市にオフィスビルとしては限られてくるのではないかなというふうに判断するわけです。

私は岐阜県の出身でございますから、岐阜の中央郵便局というのには駅から本当に近いところにあるわけです。あれがたしか四階建てくらいだと思うわけですが、あの上に仮にオフィスビルを建ててしましても、私は、今の岐阜市のあの駅から歩いて十分もかからないようなところでも、テナントで入る方がいらっしやるだろうかと思うと、正直言って疑問を感じます。きつとまだそこまで需要はないだろうということも一方では感じます。

そういう中でいきますと、大都市部におきましてはこのようなオフィスビルということも必要の關係から可能であるかと思ひますが、もう一方、ある程度の地方へ行きますとなかなかそれは難しいだろう。そういった点で、今一例あつたようございまして、現行法でもできるわけでございますから、今度の土地の高度利用のこの法律が成立しますと、今度の土地の高度利用はよくなつてくると思ひます。そのことを考えますと、地方都市と言つては言葉は悪いようございしますが、なるべく公共団体等との合築ということも私はいいのではないかな。そういう立場から、事務所ビルの方ばかり力を入れるのではなくて、もう一方はやはり地方公共団体等の各種施設との合築、このこともぜひ前向きに検討をしていただきたいと思ひますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○関谷国務大臣 先生御指摘の地方自治体との合築としての合築の問題でございますが、これは郵政というものが持つております今日の歴史的背景も含めまして、地域振興等の観点から極めて私は重要な課題である。言葉をかえますればまた前向きで検討をしたいと思つておるわけでございますが、ただ、合築をいたしました場合に、今後何十年先におきまして円滑な業務の運営

を行うために、また郵便局自体を大きくしたいというふうなときに、さて契約の時点でのどのような対策がとれるであろうかというふうなことも検討をしていかなければならないと思ひます。ございしますが、私は、そういうようなことを凌駕していくことができれば前向きで検討したいと思つております。

○山下(八)委員 それから、郵便局を新築するときには、多分これからは都市部の普通局等におきましては特に高度利用する場合が多くなつてくると思ひます。せつかく法律でございましてから、その辺につきましては当然郵政省もお考えだろうと思ひますが、大切なことは何といひましてもその地域社会の健全な発展に寄与することが大事でございまして、あるいはまた周辺の環境とマッチする、このようなこともやはり大事だと思ひます。また同時に、都市の再開発、仮に今高度利用しようという計画がなくても、あるいは自治体等で都市の再開発等がありまして、そういう中にある面では積極的に組み込んで、そして公共的なプロジェクトなどと一緒に行つていくということも大変大事だと思ひます。

私はそのような立場から一方は進めていくべきだと思ひますし、また当然お考えだと思ひますから一方で安心もして行つてございしますが、同時に、これから若干話がちよびり横へ行くわけでございますけれども、あの車庫法が昨年の夏で成立をしまして、今駐車場問題というのは大変な問題になつてきているわけです。当然、高度利用いたしますと上の方に今度は民間企業なんかのオフィスビルが入られる、それから郵政省の分、それぞれ車が一層集まつてくると思ひます。そういう中で駐車場確保というののも大変大きなウェイトを持つて力を入れてこの際確保していくべきだというふうな思ひます。最近

は、地下でも一々運転手が入れるんじゃないかと、少しでも密度を高く利用するために機械で入れるようになっていきますし、それから立体でも上へどんどんたくさん利用できる、このような形になつてきておりますから、ぜひそのようなものも力を入れて組み込みながら取り組んでいくというふうな考えるべきですが、その二点につきまして、あえて申し上げなくて当然のことでございますから、わかり切つた話だろうと思ひますが、決意をお願いしたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘のありました二点、私どもがこの法律を実現した後に留意していく場合の最重要の留意事項に数えているうちの二つでござい

ます。

一つは、やはり私ども郵政省がいろいろな経験をしてしまして施策を展開していく場合に、地元の方々、地方公共団体との連携、この辺を抜きにしては立派な計画も立てられないし、推進できないということ身を以て感じてございまして、そういう意味で、本件の実施に当たつても市町村の都市開発計画との調和とか、そういったことに留意していきたいと思つております。

それから第二点ですが、駐車場需要への対応ということが時代の進展とともにこれからますます配慮すべき点になるだろう、常識になっているだろうというふうな考えてございまして、本件の高度利用では、簡保事業団が郵便局の上層部に事務所、会議場等の施設を設けて事業所用ビル、建設、管理を行うわけでございますが、駅前とか繁華街等の商業地に立地することを予定しておりますから、恐らく利用者も相当に上るであろう、またしたがって駐車場需要も生じることが考えられるということで、このため同事業団は、事業所用ビルの建設に当たつては駐車場の規模、位置などについて、郵便局の業務に支障のないように配慮しよう、先生御指摘の点を十分踏まえて対処したいというふうな考えております。

○山下(八)委員 時間がありませんのでちよつと飛びまして、職員住宅のことで若干お尋ねしておきたいと思ひます。

郵政省からいただいた資料によりますと、東京

の赤坂郵便局のように郵便局の上層部に職員宿舎を建てまして利用している例があるわけでございしますが、一つは、これまでどのような考え方で職員宿舎建築については考えて進めてみたのか。その辺をひとまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○渡邊(民)政府委員 お答えいたします。

職員宿舎は、事業運営上大切な施設であるというふうな考えでございまして、私も、現在宿舎が不足しておりますので、この解消に向けて積極的に計画的に取り組んでいくところでございします。特に、大都市圏については重点的に整備していきたいというふうな考えでございします。先生御案内のとおり、大都市圏においては地価が高騰しておりますので、宿舎用地の取得というのは困難であるという状況にありますので、既設の老朽宿舎の建てかえによる高層化を一つ進めております。それから、郵便局舎との合築などを行って積極的に宿舎の不足解消に努めているような次第であります。今後とも努力していきたいというふうに考えております。

○山下(八)委員 今のお話のとおり、特に東京のようなところは職員住宅というのは入居の希望者も多々多いと思ひますし、そういう中で大変な不足をしているというのが率直なところだと思ひます。また一方では、家族用の職員宿舎だけではなくて独身寮にいたしましても相当やはり足りないんではないか。これは昨今、量だけでなく質も相当求められていますから、昔のように独身寮に二人入居ということは今日では不可能でございします。そういうことを考えますと、何といひましても質の問題というのはかなりまた比重が高くなつてきておると思ひます。

そういう中で、私は質的に言ひまして、こんなぜいたく言えるかとおっしゃるかも知れませんが、独身寮につきましては、集合住宅で例えば百世帯あるあるいは二百世帯ある、これは割といいと思ひます。だが現実には家族と一緒に住みますあの職員住宅、今日の判断から申しますと、

ここに五十世帯入っている、この職員住宅は百世帯入っている、そうしますと、家族もいらっしゃいますから、奥さん同士も友達になるわ、子供同士も友達になるわ、今度は勉強で競争になるわ、今度はけんかをするわ、プライバシーは余りない。職場から住宅に戻っても、うちの隣は課長さん、うちの隣は部長さんがいるわ、なかなか窮屈な思いを奥さんはされる。ある面では、住宅難でそんなことは飛び越えて我慢をしろよというふうなこともあるかと思ひますけれども、私はそのプライバシー問題で、割と質のいいのをつくりましても、利用される職員の皆さんはだんだんとそういう傾向が強くなってくるんじゃないかと思ひます。

そのことを考えますと、先ほども高層化というお話があったわけですが、高層化をやりましたら、あるいは家族用とあるいは独身用とミックスしてバランスがとれて皆さんが楽しく住みやすい、このような環境の職員住宅の建設が大事だと思ひますけれども、今高層化というのはそのような判断のもとで行われているのでしょうか。

○渡邊(民)政府委員 お答えします。

今、大都市圏では宿舎が不足しておりますので、まずそれを解消していかなければならぬなというふうな考えでございします。それから、先生御指摘のとおり宿舎の狭いところもありますし、大分古くなったところもありますので、そういった質の面の改善というものもしていかなければならぬわけでありまして、土地が広ければいいわけですが、これも、そういうところを大都市で見つけるというのはまた大変なことでありまして、宿舎不足の解消とか、ミックスしたものの、以前世帯用を下にして独身宿舎を最上階にしたというふうなところもございします。いろいろと参考にしながら考えてまいりたいというふうに考えております。

ありまして、比較的、四階以下の低層といひますと六六％ぐらいでございします。その中で一部職員住宅に使っているところがありますけれども、かなりのところは低層の局舎でございします。多分二十三区内ですから、これは大体東京の事情からいいますと、オフィスビルを建ててもすぐテナントとして入る希望者は多数いらっしゃるんではないか、素人考えでもそのように思ひます。す、さっきの岐阜の例と違ひまして。

その場合、東京の二十三区というのはすべて人口は毎年減少しているんです。都市の中の過疎化になっているんです。この国会のあります千代田区は、夜間人口、住民登録者数は多分五万人を大きく割つたと思うんです。そんなに小さくなっているんですね。だから千代田区長さんにはたしませんが港区長さんにはたしませんが、いかに自分のところの居住をされる住民を確保するかというのはいろいろと苦勞をなさっているらしいですね。特にビルを建設しますと、その上に住宅を確保してほしい、かなり要望もなされているわけですね。そのことを考えますと、私は二十三区とは限りませんが、いろいろなこのようなオフィスビルを建築をした場合、その最上階には必ずある程度質のいい家族用の職員住宅を確保していく、このことは大変いいことではないかなというふうに思ひます。

それは何かといひますと、一つは、この二十三区のうち、人口が減少するところにおきまして、区長さんを初めその区に大変協力をするわけでございしますし、そこでまた一定の住民が確保される。また、先ほど申し上げましたとおり最上階だけ一階を職員住宅にする、あるいは家族用のにする。ただ、二十も五十も百もつくれないです。多分その大きさに由るでしょうけれども、多くても十世帯か二十世帯、そういう小規模になつてくると思ひます。そうしますと、プライバシーの問題なんかもかなり守られていく、そのようなことを考えられると思ひます。

場合、必ず最上階は郵政省の職員住宅を確保する、このことを組み込むべきだ。そうしますと、一石二鳥とか一石三鳥ぐらい、将来どんどんいい場所に職員住宅もじわじわと確保できるというふうには思ひますが、それにつきまして大臣の考え方はいかがでございしょうか。

○関谷国務大臣 御指摘のことでございますが、郵便局舎の最上階を職員宿舎として利用するというようなことも職員宿舎不足の解消の施策として一つであるというところは私も理解をすることが出来ます。そういうようなことを頭に置きながら、周辺地域の状況あるいは郵便局舎としての必要面積であるとか、当該地域におけるその住宅の必要性の強弱等々、そういうような環境をチェックをいたしまして検討する必要があるだろう、そのように認識をいたします。

○山下(八)委員 今御答弁いただきましたが、私自身もはつとしたところでございします。また、冒頭申し上げましたとおり、この高度利用というのは大変いい法律案だと私は思ひますし、せっかくこの法律案が実行されていく、その場合には大成功をおさめていただきたいと思ひます。また、この法律が通つたからには、全国一斉にわあっとあちこち高度利用されるわけではございしませんし、一年に一つずつどこかで高層ビルを建設するといつても大変な作業でございしますから、一方では息の長い大事な法律であり、また郵政省にとつても大事業であると思ひます。それだけにみんなで大切に育てていかなくてはいいけないだろうというふうに判断いたしております。

その上に立ちまして、今、最上階に職員住宅をというのを申し上げたわけでございしますが、特に何といひましても、もうたびたびいろいろなところでも出ていますとおり、都市部になればなるほど個人では住宅を確保するということができないわけではございしますから、そのことを考えますと、このような形で少しでも職員住宅を確保すれば、都市部でも住宅を確保できて安心して働くことが出来る、働いていらつしやると安心して家族

はそこから学校にも通うことができる、このような環境づくりがなお一層必要になってくると思うわけです。そういう意味で、そのようなことを踏まえながらこの事業をぜひ成功させていたがきまことをお願いしまして、ちょっと時間が五分ぐらい余っておりますが、新しいのに入りますと今度は足りなくなりますが、五分余らせて終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○松浦(昭)委員長代理 次に、鳥居一雄君。

○鳥居委員 郵便局の土地の高度利用の法案につきまして御質問を申し上げたいと思います。

法案を前提にいたしまして有識者の調査研究会が行われたようでありまして、この調査研究会で郵便局の土地の高度利用のための手法として三つの例示をされていまして、今回の法案を作成するに当たりまして、この三つのうちなげこの方式に絞られたのか、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

昨年の六月に東京大学の塩野教授を座長とする調査研究会を設けまして、昨年十月三十日に報告書を出されたわけですが、その報告書では、郵便局の土地の高度利用を積極的に推進すべきであること、郵便局の上層部を活用して建設する建物の用途について広く一般用としての利用の道を開くことが適当だという御指摘を受けたわけですが、その際に、新たな手法によってその実現が可能となるよう手法の選択肢を広げるべきだという御提言をいただきました。

そこで、今御指摘にありましたように三つの方式がその中で選ばれて提言されたわけですが、一つが、全額地代定期借地型合築方式ということでございまして、これは土地の貸付契約時に借地権利金を授受しないかわりに、地代を通常よりも高く設定して土地を貸し付け、郵便局と郵便局と一体となる建物を区分して所有し、借地期間終了後は借地権を無償で返還するという方式でござい

それから第二の方式といたしまして、事業受託方式でございまして、郵便局と一体となる建物の建築の企画、設計、施工監理、テナント募集等の個別契約を一括して委託契約するという方式でござい

第三番目の方式が、郵便局の土地の一部を普通財産化し、その部分の土地を信託して民間等と郵便局との区分所有建物を建築する郵便局区分所有型土地信託方式、この三つが提言されたわけですが、今申し上げたうちの全額地代定期借地型合築方式と事業受託方式につきましては、特殊法人が国にかわって土地の高度利用業務を行うことについてこれは有効だという御指摘を受けております。

そこで、御審議を受けておりますこの法律案で用いております手法は、さき申し上げましたうちの全額地代定期借地型合築方式の考え方に即してのわけでございまして、すなわち、現在及び将来にわたって郵便局の業務に支障を及ぼさないことを確保しながら、郵便局の上層部の建物を広く一般の事務所等の用に供するため、特殊法人である簡保事業団に郵便局の土地の高度利用のための業務を行わせ、郵政省は、同事業団への土地の賃貸契約に当たってはこうした方式をとることとしたというところでございまして、これによりまして、権利金の授受を通じて地価を顕在化させ周囲の土地取引に悪影響を及ぼすこと等を避けられるというところで、三手法を比較考量した上で、いろいろな点から見てこれが最も好ましいだろうというところで、選択肢のうちの一つとしてこれを採用した、こういうことでござい

○鳥居委員 高度利用のあり方につきまして種々検討したその背景は、いわゆる国有地、公有地の有効活用をせよべきだという社会経済的要請、こういうのが背景にあって、そして郵便局用地の高度利用にということだったと思うのです。それで第二の方式、第三の方式、これは調査研究会では(注1)、(注2)、(注3)と、こうあるわけ

ですけれども、この事業受託方式なり郵便局区分所有型土地信託方式、これは選択肢を持つ必要性、あるいは局によってはケース・バイ・ケースで対応する、そういう意味で(注1)、(注2)、(注3)があったんだろうと思うのですけれども、相当、この国有地の管理という意味からいって制約された形で、高度利用は確かに高度利用かもしれないけれども、いわゆる民間活力というのを活用し切れる形の高度利用ではちょっとないんじゃないか、こう思えてならないのですけれども、この事業受託方式、だめですか、あるいは(注3)方式、だめですか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

昨年の今ごろの状況を想起いたしますと、全くこうした国有地の郵便局用地の高度利用ということとは制度的にできなかったわけですが、そういう意味で、いよいよ各界の御支持を得ながら突破口を開いたということで、これが活路になって、ヒントになって、また選択肢はいろいろ工夫が生まれてくると思います。

そういう役目を果たしたいというふうな考えでありますが、今具体的にお尋ねの事業受託方式につきましても、これをいろいろ検討したのですが、郵政省が事業所用ビルを郵便局舎と一体的に建設、管理することを前提として民間に一括して委託するものですけれども、国みずからが事業所用ビルの建設、管理を行うことにつきましては、国の従来の事務の範囲を超えるものであるというところのほか、国の会計手続との関係等についてなお整理する必要があるということで、これに相当時間がかかってしましますから、そういうことで当面これをとらなかつた、こういうことでござい

○鳥居委員 そうすると、例えばテナントとして、御説明によると、かなり地方公共団体というような公共性を大事にするんだ、こういう前提で法案だと思ふのです。

それで、合築の話が先ほどありました。端的に伺いますが、これは、事業団が計画をし、事業団

が建設主体で建設した後、で上がったスペースをこの指とまれ方式に公募をする形、要するに、これは極めて狭い活用の仕方だと思ふのです。もう一つは、非常に広い活用の仕方というのは、合築をしようという段階で、設計の段階で、こういう使い方をしたいという民間があるいはそれよりも優先順位の高い公共団体か、それが計画に加わってくる、合築の一部資本を投下する、こういう道はあるんでしょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

私がいろいろ案を考えた、いろいろな折衝した中で一番心がけた点は、本件につきましても、基本は郵便局の機能を失ってはいけない、やはり郵便事業を中心として郵政事業を行うために郵便局舎があるんだ、そこを損なわない範囲内でできる限りいろいろなお役に立てないかということ判断いたしましたのでございまして、そういう意味で、当初から計画する合築方式とまた少し性格が違ふということで、そういう難しさをかいくぐりながらこういう手法を編み出した、こういうことでござい

○鳥居委員 そうすると、例えばNHKが放送会館を今、名古屋で建設中ですね。これは民間のプロジェクトを計画段階で加え、そして毎年地代が入り、建設勘定をつくって、そこへこの地上権がどんと入った形になるわけですね。これは極めてオープンな形の入り方だと思ふわけです。

今、御説明を総合して判断するところによると、簡易保険事業団が建物の計画をし、スペースを確保し、そして将来に向けて、郵便事業が困るようなことがあってはなりませんから、ある程度の見通しを持って将来拡大ができるスペースは確保しておく、なおかつ、余る部分について、これを民間のテナントあるいは地方公共団体に向けてスペースを開放する、こんなふうな極めて制約されてくるわけですが、そんなところが限度なんですか。

○小野沢政府委員 具体的な御質問ですから具体的に

が、郵政の現場ではいかがですか。

○渡邊(民)政府委員 お答えします。

今郵便局では、年休は大体十七、八日ぐらいたっているかなというように思っております、二十日でございます。

○鳥居委員 労働時間、年間労働時間あるいは今目標にしている週四十時間労働時間、これは諸外国ではどんなような郵政の状況になっているのでしょうか。郵政事業に関して、民営であるところ、さまざまな状況だろうと思うのですけれども、郵政省どういうようにつかまれていますか。

○渡邊(民)政府委員 お答えします。

諸外国におきます郵政職員の勤務時間については、各国の事情、経営形態とかそういう違いがございます。勤務時間の制度とか形態も一様ではないというように思いますが、そういう意味で厳密な比較は困難かと思えます。ただ、各国の現状として承知しているものについて申し上げたいと思えます。

アメリカでございますが、一週四十時間、四週八休制。それからイギリスであります、一週四十一・五時間、四週六休制。フランスでございますが、一週三十七時間、四週八休制。それからドイツであります、一週三十九時間、四週四休制。こういうふうに承知しております。

○鳥居委員 経済摩擦、こういう深刻な事態を考えたとき、ヨーロッパにしろアメリカにしろ、日本に対する労働時間の、年間労働時間二百数十時間であるとか、こんなような指摘のされ方をして久しいわけです。公務の中で率先をして週四十時間制の確立を図っていく、これはもう極めて大事な側面だろうと思ふんです。取り組むお考えを大臣に伺っておきたいと思ふます。

○関谷国務大臣 先生御指摘のように、やはりいい環境でもって意欲を持って働くということが理想でありますから、四十時間体制に向かって努力をしていきたいと思ふます。

○鳥居委員 次に、平成三年度の郵便関係予算案の重要施策というのがありますけれども、重点目

標を見ますと、大都市から辺地まで幅広く地域振興というのに力点を置きまして努力をされようとしております。どういう考え方で臨まれているのか、まず伺いたいと思ふます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

平成二年度と平成三年度の郵便関係予算案の作成に責任者としてかわったわけでございまして、その最大の柱として地域社会の振興への寄与ということを掲げました。そこに根拠があるわけでございまして、多極分散型国土の形成と豊かで魅力ある地域社会の実現は我が国の重要な政策課題であり、また強い社会的要請となっているわけですが、そのために特定の地域に偏ることなく、それぞれの地域で社会経済の激変に変化に適切に対応した活力と魅力のあふれた地域社会づくりを推進することが必要だと考えました。

特に郵便事業について申し上げますと、ことしが明治四十年の創業以来百二十年の記念の年に当たるわけですが、この長い間、全国の郵便局ネットワークを活用して利用者の国民の日常生活に必要不可欠なサービスを提供してきた。このことは今申し上げた国の政策課題である均衡ある国土づくりにも最も合致する実績を持っている仕事だということに考えております。

そのような観点から、平成三年度の郵便関係予算の要求に当たりましては、郵便局の中心、郵政事業の根幹、郵政行政の基本である郵便事業が地域社会の振興へ貢献するとともに、郵便事業の運営基盤を整備充実し、郵便局を国民にとって安心のよりどころとなるようにするという基本認識に立脚いたしまして、全国二万四千の郵便局ネットワークを最大限活用して、辺地から大都市までを視野に入れた地域社会の振興のために、郵便事業が果たすべきすべての課題を実現しようという決意で諸施策を掲げ、そのすべての項目について一定の決着あるいは見通しを得たということでございます。

○鳥居委員 愛のある郵便サービス、この充実を図ろうということで、郵便配達のとくに高齢者に

励ましの声をかけるんだ、あるいは点字の読める職員を養成していく、こういうねらいで郵政事業がその事業を進めていく上で社会福祉に貢献できるようにしていく、非常に結構なことだと思ふのです。もし今年度予算、平成三年度予算が成立したとすれば、この愛のある郵便サービスとしてこういう事業をやりたいという内容について御説明いただきたいと思ふます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

平成三年度の予算要求におきまして、愛のある郵便サービスの充実ということを重要施策項目の一つに掲げました。それは今先生の御指摘になりましたように、こういった社会福祉政策的な視点に立つということがあらゆる行政施策を通じて必要なことだという判断に立ったわけでござい

ます。そこで、具体的にどういうことが政府案に盛り込まれたかということですが、幾つか例を申し上げますと、一つが今お話のありました郵便配達時における高齢者に励ましの声かけということ、過疎地域にある全国千四百十三の市町村のひとり暮らしの高齢者に郵便局の職員が郵便物を配達する際に「郵便です」といったような言葉をつけ加え励ましの声かけを行う。具体的には、その推進のために手引書を調製して関係職員に配付することといたしております。

次に、点字が読める職員の養成ということですが、体の不自由な人の立場はよくわかりますので、目の不自由な方が気軽に郵便局を利用したいだけのように、全国の普通郵便局職員のうち千三百人を対象といたしまして、点字が読める職員を養成するための講習会を開催いたします。

次に三番目ですが、お年寄りあての郵便はがき、名称を「はあとめー」とつけましたが、これを発行するということで、心と心を結ぶ手紙を通じてお年寄りが喜びを感じ生きがいのある生活を送っていただくために、ことしの九月上旬に、今工夫しておりますが、特別な意匠による料額印面の四十一円の郵便はがき「はあとめー」を約

一千万枚発行いたしました、敬老の日九月十五日を中心として子供さんたちからお年寄りへ励ましの手紙を書く運動を展開する考えでございます。それから次ですが、郵便ポスト及び郵便切手、はがき発売機への点字表示ということでございまして、目の不自由な方が郵便を利用しやすくなるために、全国約十七万本の郵便ポストの取集時刻表示板に取集時刻を点字表示したテープを、またそれから、現在点字表示をしていない全国約五百台の郵便切手、はがき発売機の操作面に現金投入口、販売品目、購入枚数を点字表示したテープを張る予定でございます。

それから今度は、世界的にもそういったことをアピールしたいということで、社会福祉の増進を寄附目的とする寄附金つき郵便切手を発行いたします。具体的にはことしの七月上旬、東京で第十一回の世界ろう者会議が開催されますが、その際に十円の寄附金を加算した料額六十二円の寄附金つき郵便切手を発行いたします。

それから、例示の最後にいたしますが、郵便局と社会福祉施設との合業に関する調査研究をがっちり進めて本格的な実施に備えたいというふうに考えております。

これらの施策につきましては、予算が成立後速やかに実施し、社会福祉の増進に寄与したい、こういうふうに考えております。

○鳥居委員 ふるさと情報提供サービス、これは最近における一つの傾向としてふるさと志向というのがあるわけですが、郵政事業の中で地域社会の振興策としてどういうふうにとらえて進められますか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

ふるさと情報提供サービスと申しますのは、郵便局が市町村や地元団体との連携をとりながら、ふるさとを離れて生活する人々、都会に生まれ育ちましたけれども第二のふるさとを求めているいらっしゃる方々に、ふるさとのニュースとか物産とか観光、イベント情報等を盛り込んだ情報誌を郵便を利用して定期的に提供するという施策でござ

ざいまして、ふるさととその出身者などとの交流を促進して地域の振興に寄与するとともに、ふるさととの触れ合いを求めている人々へのニーズにこたえよう、こういう施策でございまして。このサービスですが、初年度である平成三年度におきましては全国二十市町村で実施する計画で、その後逐次発展させていくつもりでございまして。

そういう観点からいろいろな施策を講じているわけですが、そのほかに例えば、全国の過疎地域千四百三十三市町村のうち、ふるさと小包がまだ未開拓である三百五十六市町村を対象といたしまして、ふるさと小包開拓市町村というものを九十市町村程度指定し、地方公共団体等と連携しながらふるさと小包開拓協議会を設置し、ふるさと小包の開拓により地場産業の振興に寄与する施策であるということ、今この辺を周知しておりますが、早くも非常に好評を得ておりまして、恐らく成功するだろうというふうな考えでおります。

それから、これも初めて着眼したんですが、宝の持ちぐされというところがありまして、それは切手類の販売所なんですが、これが全国に十一万九千カ所あるんですが、これはやはり郵便局のネットワークの一環としてとらえる必要があるんじゃないかということで、切手類販売の点数が増加したこと等から販売手数料を約二〇％引き上げる。これで張り切っていたいでいます。

それから、ゆうパック取次所を兼ねる切手類販売所に掲出するサイン、看板のことですが、これは何十年と同じようなもので古めかしくなっておりますが、これを一新して七千八百カ所に配付するというふうにして、郵政省の全国ネットワークを生かすきとさせていきたいというふうな考えでおります。

○鳥居委員 大変結構だと思えます。
なお、大都市型の簡易郵便局ですけれども、平成二年度におきまして、昨年の十一月、全国の四大都市に既に設置をされた。大都市における郵政窓口の不足に対応するための一つのアイデアだと思ふのですが、そこで、この大都市型の簡易郵便

局、その後、現在の利用状況はどのようになっていくのか、今年度どういうふうな増強していくのか、お考えを伺いたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。
大都市型簡易郵便局、愛称をシティ・ポストとつけておりますが、昨年の十一月初旬に予算で認められました十カ所のうち九カ所を設置したので、その残りの一カ所を去る三月一日、新宿のステーションビル(MY CITY)に設置いたしました。これで平成三年度分は終わりました。

その利用状況ですが、まず、お客様からどういう評判かと申しますと、買物のついでに郵便局の用事も足せるので大変便利であるとか、午後七時まで開店しているのでも便利で助かるとか、郵便局が開店していない日曜日でも利用できるのでも助かるというふうな声が寄せられております。

それから、利用状況を数字で申し上げますと、一局当たり一月平均で書留、小包の引受件数は約一千件、郵便貯金の受払件数は約二千件となっております。これらの取扱件数ですが、大都市部の無集配特定局の一月平均の約三分の一でございまして、これは無集配特定郵便局の全国平均と同程度ということでございます。スタート直後ですから、恐らくこれが利用者の皆様方になじんでいきますと、さらに利用の増加が見込まれるというふうな考えでおります。なお、来年度の予算案では十五局の増設が認められております。

○鳥居委員 地域振興という課題に取り組み、これをさらに推進させていく、大変重要な役割だと思ふのです。今日の意義を考えますと、大変大きな意味があると思ひます。これを進めていくのに、組織体制の整備というのをどういうふうな考えていらっしゃるのでしょうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。
私の職業人生三十年以上の経験で見ますと、大事なこと新しい仕事を一気に進める場合に、やはりそこに集中的に人材を投入する、予算をつける、それから組織体制を強化する、これがそろわないとなかなか一気には大きな仕事はできません。そう

いう経験に立脚いたしましたして、先ほど先生の御指摘がありましたように、地域振興施策は本当に大事だと考えておりますから、組織体制の整備につきまして全力投球をした次第でございまして。

その結果でございまして、質的にも量的にも増大した地域振興施策の現状を踏まえまして、関係省庁の理解も得まして、平成二年度には、昨年六月でしたか、切手文通振興課を設置して、それが考え方のしりなんですが、振興という字をつけた課を初めて郵務局で設置いたしました。これを伏線といたしまして、来年度におきましては地域振興サービス企画課の設置を要求いたしまして、その設置が認められております。

そのほかにございましては、昨年末の予算編成の事務次官折衝で認められました住民票の取り扱い等郵便局の窓口サービスの多様化とか、愛のある郵便サービスの実施とか、ふるさと小包などの重要な地域振興施策の展開に積極的に取り組む方針でございまして。

なお、この地域振興サービス企画課というのが新設されたわけでございまして、郵務局として新設されたのは昭和四十一年四月の集配課以来でございまして、実に二十五年ぶりということ、今お話のありました地域振興施策の重要性が認められた一つの証左であるというふうな考えでおります。

○鳥居委員 続きまして、新東京郵便局構内における郵便運送車両が盗難に遭った事件につきまして、概略その他につきましてもうさまたまな角度から議論があったところでありまして、損害賠償という点に限ってどんな処理がなされたのか、お伺いをしたいと思います。

○大戸説明員 先生御指摘の新東京郵便局の郵便車盗難事件、これで被害に遭ったお客様に大変御迷惑をおかけして大変申しわけなく思っております。それぞれのお客様にはお一人お一人対応しまして、損害賠償など善処してきていますところでございます。被害に遭った郵便物はすべて書留でございます。千五百四十一通でございましたけれども、

も、これまでに全体の通数の約九〇％に当たります千五百二十四通について既に損害賠償金の支払いが済んでおります。まだ損害賠償の済んでいないものもございまして。お客様に御理解いただくように誠心誠意現在努めているところであります。損害賠償を支払った今までの総額でございましてけれども、約一千五百八十万円に上っております。

○鳥居委員 もう一つお伺いをしたいと思います。

豊島郵便局におきまして発生をいたしました書留小包郵便物の盗難事件、多額の郵便切手類が被害に遭ったといひますけれども、こういう場合の国の損害についてはどういうふうな処理をされておりますでしょうか。

○大戸説明員 先生お尋ねの豊島郵便局における書留小包郵便物の盗難事件でありますけれども、事件が発生したのは昨年七月二十日でございます。東京都の豊島郵便局において書留小包郵便物二個が盗難に遭いました。その後ずっと捜査をしてきた結果、ことしに入りまして二月十四日、被疑者は男の人ですけれども、二十三歳、この被疑者を検挙しました。被害額は、切手類の額面価額で約一億四千万円でございます。この額につきましては、国の債権として管理し、最終的には犯人に弁済させるというふうにしております。

○鳥居委員 これは何っておきたいのですが、犯人が逮捕されない場合に、一億四千万円というのはどういう処理のされ方をするわけですか。

○大戸説明員 この豊島事件の場合には犯人は捕まっておりますけれども、仮に犯人が捕まらないという場合は、債務者不明のままその被害額を債権額として管理していくということ、こういう事件、やはり必ず捕まえるという私どもの意気込みでございますから、捕まったときにはきちっと犯人に債務者として弁済させるというふうな考えでおります。

○鳥居委員 どのくらいの期間、債権管理するわけですか。つまり時効というのはあるはずなんですけれども、犯人が逮捕されないまま、管理期間

というのはどういふふうになりますか。

○大戸説明員 この場合、損害賠償請求権というのが国にございます。不法行為のときから二十年を経過したとき時効により消滅するということ、時効は二十年でございます。

○鳥居委員 盗難の場合には、何といひますか、市中に出回る可能性という点が考慮されるのだと思うのです。もし仮に焼却、滅却したという場合の扱いはどういふふうになりますか。

○吉高政府委員 焼却された場合にも、こういう犯罪の場合にはなくなっているかどうか確認ができませんので、先ほど首席監察官が申し上げましたように、債権を引き続き管理していく、こういうことになります。

○鳥居委員 いろいろなケースが考えられるわけですが、仮に局舎が火災に遭ってしまったという場合には焼失してしまうわけですね。滅失ということだと思ふのです。滅失は、何かもう二度と使えないような形になるわけですから、泥にまみれてしまつて滅失をした場合、いろいろありますけれども、局舎が仮に不幸にして火災に遭つてしまった、この場合にはどういふことになりますか。

○吉高政府委員 先生の今の御指摘の場合でございますが、これは犯罪ではございませんので、局舎が滅失するあるいはその他の場合でも、職員が管理中に亡失をした、それが明らかに焼けてしまったといった場合には、職員の責任といひますか、これは過失はあるとは思ひますけれども、額面価値ではなくてその調整費を基準にして定める額について弁償することになるわけでありまして、今の局舎が焼失した場合ということになりますと、それはもう責任者がどういふふうな形の場合があるかわかりませんけれども、仮に類焼とかそういうことでありますとまたその出火元との関係が出てくようかと思ひますけれども、郵便局の管理という職員との関係では、職員に過失が軽いというふうな場合でございます、今申しましたように調整費を基準にして定める額を弁償すること

になるわけでありませうけれども、局舎の場合にはもう、ちょっとそういうことが不可能ではなからうかという気がいたします。

○鳥居委員 なるほど。そうすると、管理職員の責任が問えるか問えないかという点ですね。それで、問える場合には物品管理上額面どりの責任を負つてもらう。

調整費なんですけれども、現在どういふふうになっておりますか。

○吉高政府委員 職員の責任による場合には額面どりを請求するというのがありますが、今申しましたように、調整費を基準にして定めます場合には、三年に一過ぐらい考えておりますけれども、例えば通常切手の場合であります、この単片でございますともう一円でございまして、それから千円の収入印紙でありますと二円といったような額でございます。

○鳥居委員 大変勉強になりました。ありがとうございます。

法案についていろいろな角度から伺つてまいりましたが、私の質問、以上で終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○松浦昭委員 次、菅野悦子君。

○菅野委員 郵便局の建物を高層化して有効に活用するという点については反対するわけではないのですけれども、この法案は、民間向けのオフィスビルがつくられて貸しビル業が出現するということになるのではないかと懸念するわけ

です。一方、今、東京とか大阪を初めとして都市部では、どこも公共施設のための土地がなくて本當に困つておられるんですね。それにもかかわらず、都市部に残つた国有地を民間向けのオフィスビルにするというのは、国有地は公用、公共用を原則とするという国有財産法に照らしてもいかがなものかというふうに思ふわけです。

先ほど来のやりとりの中で、ぜひ公共利用にもというふうなお話がたくさんありまして、その点でも配慮するという御答弁だったわけなんです

が、私はむしろ、郵政省として公共施設での活用をこそ考えるべきではないか、ぐつとそこへウエイトを置くべきだと思ふうにも思ふのですけれども、その点はどういふふうなことをお考えなのか、ぜひ伺ひたいと思ふのです。

が開かれなかったということでございます、公共、公用それからあわせて民間活力の活用、その両方に裨益するというふうに考えております。

○小野沢政府委員 お答えいたします。まず基本的な考え方について申し上げますと、近年、特に地価が高騰している都市部におきまして、国有地を含めた土地の有効活用が強い社会的、経済的要請となつておるわけですが、この点は相

○菅野委員 民間それから公用というふうなことでございましたけれども、この法案の二条の中に、簡易保険福祉事業団が施設の賃貸業務を行う際に、「国又は地方公共団体による公用又は公共の用のための利用に配慮しなければならない。」というふうにあるわけですね。この公共優先という原則を明記するならまだしも、配慮する、要するに気を配ればよいというだけでは、ちよつとこれは困るというふうには私は思ふのです。

が国の重要な政策課題の一つとなつていたわけですが、その現実の打開の施策というのは打ち出されていなかったわけで、その突破口を開くことがうした世の中の需要、趨勢に合致する、こういう決意で臨んだわけでございます。

地方自治体などの公共施設を郵便局と合築させてほしいというふうな要望がもしあった場合、それが優先されるのか、それとも民間向けのオフィスビルが優先されるのかという点を一点お聞きしたいということ、あわせて、郵便局と地方自治体の公共施設などとの合築というのは、新法をつくらなくても現行法でも可能であるはずなんです

ところで、郵便局は、郵便の作業処理を効率的に行う観点から建物構造を低層にしておりますけれども、国民生活に最も身近な国の機関として全国に多数存在し、しかも市街地の中心部に位置するものが多く、したがって、郵便局用地の高度利用の必要性が高く、かつその効果も大きい。このようなことから、郵便局用地は、郵便局の業務に将来にわたつて支障を生じないことを確保しながら、その高度利用を積極的に推進すべきであるというふうに判断したわけでございます。

ただ、これまでにそうした施設をつくつたケースというのが、先ほどの御答弁の中でも、福島県の保原町で体育館と郵便局が合築された、この一件だけだといふふうに聞いておられるわけなんです。このことが可能なのに一件しかそれがやられていないといふふうなことを、どうしてなのかなというふうに率直に疑問に思ふのですが、その二点お聞きいたします。

特に、都市部に所在する集配郵便局等いわば郵便の作業工場の機能を有する郵便局は、規模が大き、上層部に大規模な建物を建設することができ

○戸田説明員 郵便局舎と地方自治体の施設との合築についてお答えしたいと思います。

きるものですが、他方、階高が高いなど建物構造が特殊であり、また、将来郵便物の増加に伴つて局舎を上層部にまで拡張する必要が生じる可能性が高い、これに円滑に対応できるようにする必要があるという特殊性を持っています。これらの点があるという要素が合致いたしました今回の制度のスタートになつておるわけでございまして、もしこの制度がスタートしていないとすれば、公共、公用あるいは民間活力の活用も含めてそういう活路

地方自治体の施設との合築は、保原町の例がありますように制度上は可能でございます。しかしながら、郵便局にそうした施設を合築する場合は、合築しても本来業務である郵便局の業務に現在、将来とも支障を与えないこと、あるいは将来郵便局の拡張が必要となつた場合に増築等が円滑に行われるかどうか、あるいは合築した自治体の施設を管理運営していくに当たつて郵便局の円滑な業務運営に妨げにならないか、そういったこと

使えるような、例えばおっしゃっておられるような会議室とかいうふうなものをつくっておいて、その上、将来的な展望で考えてみても、もっと上は住宅というふうな形で相当乗せてもいいんじゃないか。

これは先ほど同僚議員のやりとりの中でも、その辺、最上階を住宅にしたらどうかというふうな話もありましたが、私もそういうことを当然考えてもいいんじゃないかな、できるんじゃないかなというふうに思うわけです。ですから、構造上も将来にも備えるということも含めて、もっと上を住宅ということでもできないのかどうかについてもぜひ御検討いただけたらということをお願いしておきたいと思っております。

それからあわせて、これも先ほどから出ておりますが、郵政宿舎のことについても伺いをしたいと思っております。今郵政宿舎も大変不足しているのではないかとこのように思っています。東京、大阪などの不足数ですけれども、それぞれでだけ不足しているのか。これは簡潔に数字だけで結構です。お伺いしたいと思います。

○渡邊(民)政府委員 お答えします。

東京でございますが、世帯用が九百四十戸、それから独身用が六百六十五戸。それから大阪市でございますが、世帯用が三百二十三戸、独身用が五十九戸と承知しております。

○菅野委員 これは昨年の本委員会でもやりとりしたわけですが、郵政省は大都市部での郵便物の急増に人員が対応できていないということもありまして、都市部へ職員の移動というのを考えておられるかと思っております。しかし、その大きな障害になっているのが住宅ではないかというふうに思っています。しかも郵便事業というのは年々夜間の仕事が増えてきていることが、職場に近い宿舎が求められているというふうに思うわけです。今お聞きしますと、東京と大阪だけでも約二千戸宿舎が足りないということなわけですから、そういう点では職員が待機している状態が

あろうかと思われまします。だから、それを後回しにしてまで郵便局をオフィスビルにという理由というのは一体何かなと思えます。

ですから、そういう点でぜひお聞きしたいんですが、宿舎の不足、これはこの法案が動き出すまでの数年間に解消することができるとしていいですか。その辺の御計画もちょっと聞かせていただきたいと思います。

○渡邊(民)政府委員 お答えします。

郵政の宿舎につきましては、事業運営上重要であるというふうに考えておまして、不足してありますので不足数を解消したい、それから量的な問題と質的な問題に充実強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

そこで、大都市が特に不足しているわけでありまして、老朽宿舎というものを建てかえるときに立体化、高層化ということもどんどん図っていきたいし、それから郵便局舎との合築、建設中も含めまして二十六カ所にあるわけでありまして、そういうところを利用してこの不足数の解消に計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○菅野委員 もうちょっとお聞きしたいんですが、例えば東京、大阪の二千戸ですけれども、これは大体いつごろ解消できるんですか。

○渡邊(民)政府委員 例えば大都市でありますのが、平成三年度予算では新設が三百七十一、建てかえが百三認められておりますので、今後の予算事情との関連もございしますが、ことしも、平成三年度予算案においてもこのような形で大都市圏だけでもそういうことを認められております。

○菅野委員 具体的な御答弁の数を聞いても、やはりこれは足りないわけですから、ぜひこの法案の中でいろんな宿舎の合築の問題についてもお考えいただけたらというふうに思うわけです。

そこで、もう一つお聞きしたいんですが、郵政省は本年度予算で郵便局と社会福祉施設との合築、これを調査研究するというところで予算もとっておられますけれども、これはどういうことをい

つごろまでやろうとしていらっしゃるのか、ぜひ教えていただきたいと思えます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

来年度の予算要求を編成するに当たりまして、一つのポイントとして社会福祉に郵政事業がどう貢献できるかということを一考したわけですが、その一つの施策でございまして郵便局と社会福祉施設との合築につきましては、高齢化社会の進展とか御婦人の方の社会進出とか核家族化による社会福祉施設の充実が求められてきているわけですから、そうした社会福祉の増進に寄与するという立場から、現行国有財産法上合築可能な範囲内でこれを推進するというところでございまして、この合築に当たりましては、実際問題の解決として、郵政省と社会福祉施設の設置主体の双方にとって望ましい施設としないことには実現いたしません。そこで、来年度予算政府案におきまして、郵便局と社会福祉施設との合築のあり方に関する調査研究費が確保されまして、そのあり方につきましまして予算成立後速やかに多角的な調査を実施したいと考えております。

現在、私どもが考えております調査研究の内容でございまして、部外有識者等で構成する調査研究会を設置いたしまして幅広く研究したい。その調査研究項目としては、例えば社会福祉施設の現状と今後の動向、社会福祉施設と他の公共施設との合築例の実態、建物の安全、管理、防災上の問題解決のための技術的方策等を考えております。一方、先ほどちょっとお話し申し上げましたけれども、そうした今後の本格実施に備えるため、何か、しかも早目に講じなければいけないもの、局舎改善が必要な郵便局で機能面や設備面から見て比較的に合築が容易な小規模無集配郵便局三局をモデル局として選定いたしまして、昨年十一月から厚生省、関係地方公共団体にその案を提示いたしまして、その具体化に向けて鋭意協議を行っているということで、以上申し上げましたような調査研究とモデル局の試行の結果を十分に踏

まえながら、郵便局と社会福祉施設との合築の本格実施を進めていきたい、時代の要請に合致している案だというふうに考えております。

○菅野委員 この社会福祉施設の用地確保、これも本当にみんな苦労しているところなんですね。特にそういうふうな若い人のお年寄りの施設とか障害者の施設を含めて用地がなくなってきた建たないということが本当にみんなの悩みの種ですから、そういう研究はぜひ進めてほしいわけですが、ただ、今お聞きしましたら、社会福祉施設の方は予算もつけてこれから研究調査するという段階なんですね。そういうときに民間のオフィスビル、こういうものだけは先行するということがこれの今の姿なら、ちょっと問題ではなからうかというふうに思うわけです。地方自治体の公共施設との合築あるいは郵政宿舎との合築なども考えれば、今回の法案だけが先行するというのはちょっと納得できかねるということですね。

結局、本来の国有地の使い方の原則である公用、公共優先ということをもっと重視していただくことが必要ではなからうかというふうに思うわけです。最初に申し上げましたように、この郵便局の上を有効に活用しようということであれば、まずこういうことをきちんとやっていただきたいなというふうに思うわけで、それこそぜひそれが民間のオフィスビル先行ということになるのであれば賛成いたしかねるということでございます。

最後に、先日来委員会でもありましたし、きょうもある議論になっております郵便車の盗難の問題なんです。これは時間がないので私一つだけお聞きしたいのですけれども、盗難の中にあつた書留、これに作家の李さんの原稿の問題があつたわけなんですね。問題はそれへの郵政省の対応だと思ふのです。

実は三月八日付の新聞の報道によりますと、五十万とか百万とかの弁償をこのケースだけする、そして、そのことは他の被害者には内密にというふうな要請されたということが新聞で報道された

のです。もしこの報道が事実であれば、ちょっとこれは問題だというふうに思うのです。

といいますが、私の地元でも実は郵便小包がなくなりまして、その中に三万円程度のものが入っていたという事で、地元の局とかけ合った結果、規定どおり四千円の弁償しかできないと言われた。こんな、これではええんかということでは、規定は規定なので、おたくに言われたからいうて、私が通信委員であつてもそんなこと特別扱いできませんよということ、やはり規定どおりなんですからということ、納得させて帰ってもらうんです。ところが、その後この報道だったので、何や、そんな言われたからさうかいなと思つて帰つたのに、実は相手によつては、五十万とか百万とかで内密にとか、こんなことをやるのかというふうになじ込まれて、だからさういふ点では、私どもの方も非常に困つてゐるというか、えらい迷惑な話なんです。

こういうことになれば、私どもだけに限らず職員の方々も相当困るのではなからうか、これは郵政省としてきちんとけじめをつけられた方がいいのではないかと、国民の皆さんにも本来はこうなんだということ周知徹底などもなされた方がいいのではないかと、思うわけですが、その点どうでしょうか。

○小野沢政府委員 ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの御質問ですが、このたびの法案が社会福祉施設との合築との関係で先行しているというお話ですが、そうではございませんで、先ほどの御説明しましたように、もう既に厚生省等との折衝を行つて実施に踏み切つておりますし、それから、調査研究費も明確に要求して、予算政府原案に盛り込まれていることを添えさせていただきます。

それから、第二のお尋ねの点でございますが、先日の新聞記事は、郵便関係法令に定められている損害賠償額以上の賠償を行っているような印象を与えたおそれがありますが、そのような

賠償を行った事実は全くございません。私自身、相手方によつて態度を変えるなどということもございません。

○菅野委員 もう時間がございませんのであれですが、この法案がもうすぐ動くわけで、福祉施設との関連というのは今から調査研究と今おっしゃいましたが、実際進行状況が全く違ふという事実ははっきりしているわけですから、ただ、いろいろ御苦労があるかと思ひますが、そういう点でぜひ私どもの要望の方向も踏まえて努力をしていただきますように重ねてお願いを申し上げます。

○松浦(昭)委員長代理 次に、中井治君。

○中井委員 今回の法案に關しましては、私も、行政改革やあるいは都会における公有地の売却、有効利用、こういったことを提言し続けました党としては、郵政省、よく風穴をあけた、結構なことだ、大いに実効ある方法で運用してはいい、こういう立場で賛成をし、その立場からまた幾つかの点で質問をさせていただきますと思ひます。

最初に、国民にとつて郵便局というのは大変なじみがあるのですが、郵政省あるいは郵政局というのは余りなじみがありません。ところが中央の郵政省、大変立派なビルになりました。それぞれのところにもあります、東海郵政局とか、古ぼけたところもあります。大変いい場所に立派な建物が建てられております。しかし国民の人は、それが郵便局だとはだれも思つておりませんが、やはり一番目につくのは東京駅の真ん前の、一番お客さんの多い東京中央郵便局、大阪梅田の駅前にあります大阪中央郵便局であるかと思ひます。こういう新しい発想の法案ができるのですから、本来なら真つ先にシンボリックな東京駅前、大阪駅前、本当にこれは周りに見ても利用客が物すごく多いのに汚いビルになつてしまつております。思ひ切つてこういふところから第一号に適用すべきだと私は考へております。

言つて、そういう思い切つた形でシンボリックなものをつくつていく、同時に、そういうことができれば、日本の一等地にすばらしいのができるのだ、できたのだ、こういうことでプライドを持つてまた働いていただける、こういうふうに見えるわけにはまいりませんか。

○関谷国務大臣 まず、このたびの法案でございますが、高度利用の具体的な対象の局としては、いづれにいたしましても、平成四年度以降の予算編成の過程で大蔵省等関係省庁と協議の上で決定されるということでございますが、郵便局の建て直しの時期であるとか、あるいは事務所の需要の動向、その場所の需要の動向、あるいは周辺地域の再開発計画との整合性であるとか、郵政業務との調和、あるいは建物構造上の問題など、総合的な問題をいろいろ勘案して、慎重に選定をしていくということが基本の考え方でございます。

そういうことを考えましたときに、東京の中央郵便局であるとか大阪の中央郵便局がどうなつてくるであろうかというようなことでございますので、今ここで明確な答弁はできないということが正直のところでございます。

○中井委員 利用の仕方については、公共的な利用を大いに考える、こう書いてありますが、一方では利益を郵政財政の中へ戻していく、こういうことも書いてありますから、もちろんこれは土地の高度利用と同時に利益全体が増大をする、こういった目的で当然やらなければならないと思ひますが、いかがですか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。世の中で大事な言葉として肝に銘じている言葉に、トータルバランスという言葉は信念にしているわけですが、今先生御指摘のように、公共性と企業性の両方にバランスよく配慮して、ベストをぎりぎり追求したいと考へております。

を得ないような法案になつております。将来の利用を考へてテナントビル等としてどうだろうかというふうな建て方をせざるを得ないということもございませう。あるいは、本来なら郵政省そのものがやりになればいいことを、簡保事業団というところをかませる、このことはどうなんだろうという感じもいたします。

その二つの点から、この利益性の確保、こういったことについてお答えをいただきます。利益を上げないと郵便の値上げにつながるわけでありまして、私どもとしては、本心に精いっぱい郵便値上げをせずに今黒字体質を続けていたたいとおる、このことに敬意を表します。同時に、こういったことが、予算の制限もあるでしょうが、幾つも幾つも早急にやられて郵政事業全体の利益増大に当然つながっていくべきだと思いますが、どうですか。

○松浦(昭)委員長代理 退席、委員長着席。

○小野沢政府委員 お答えいたします。先生御評価いただきましたように、この分野で初めての手法を導入して突破口を開いたわけですが、法律上の仕組みあるいは運用の工夫として、将来後輩たちが知恵を絞ればいろいろなことができる、そういう配慮をしているつもりでございます。

それから利益の観点ですが、例えば、今世の中で需要の多いものとして駐車場があるわけがございますけれども、本件のビルは大体駅前とか繁華街とか商業地に立地することとなると思ひますけれども、そういう意味で利用客が相当数に上ると想定されますが、そういった利用者による駐車需要が生ずることも予想されますので、郵便局の本来的業務に支障がないように配慮しながらこういった駐車場需要にこたえる、そういう視点も必要かなと今頭の中に、念頭に浮かんだわけでございます。こういうふうないろいろな経験を積み重ねるうちにいろいろなアイデアがひらめき、それがまた実行策につながっていくというふうを考へております。

○中井委員 私の申し上げているのは、ビルテナント事業というのはなかなか利益を上げるのが難しい事業でございます。郵便局は一等地にありまして、郵便局と同じビルに入れるということ、そのテナントさんのグランドアップになりますから、需要はむしろあるかと思ひますが、私どもがいたいた絵やら説明では、こんなことでもうかるのかなという思いを強く抱いております。そういうテナント業なんてやったことのない簡保事業団さんやら郵政省さんが、本当にもうけるということ柔軟な発想でやりになるのかどうか、これが一つ。

それから二つ目は、どうして簡保事業団を通ずんだ、郵政事業の郵政省の建てかえの中で法律改正をして、郵政省みずからテナント、土地をやっている方がいいじゃないか、その方がよっぽど利益は率直に入ってくるじゃないか、こういったことはどうなんだ、こう聞いたのであります。駐車場はその次に聞くつもりでございます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

今の駐車場の問題はみずからの発想としてお答えしたわけですが、まず、そのテナントについての郵政省あるいは簡保事業団の経験不足等についての御指摘ですが、これは身にしみてわかっておるわけですが、やはり需要が非常に多いところ、ここをねらえばそれで随分解決につながっていく、選べるなという感じがいたしております。

それから、昨年の十一月初旬からシティ・ポスト、大都市型簡易郵便局を設置したのですが、これは本間に世間の方々が知るに従って、シティ・ポスト、大都市型の簡易郵便局を自分の店舗内に置くとか非常にいい意味でのPRになるとか、そういう引き合いがその後随分急増しております。そういうことで、この制度がスタートいたしますと案外が当初予想したよりも反響が多いんじゃないか、こういう感じがいたしております。

それから次の御質問の、なぜ郵政省自身ではなくて特殊法人である簡保事業団が行うことになっ

たのかという点でございますが、この土地の高度利用業務は、郵便局の業務に支障のないことを確保しつつ実施するものでありまして、また国有地の有効活用の一つとして国有財産法の趣旨に沿って公用、公共用のための利用に配慮して行うものであって、公共性の強い業務でございますが、さつき先生から御指摘がありましたように企業的な経営が強く求められるという側面を持っておりますから、そういう意味で国みずから行うよりも、予算、人事、給与面等で弾力性のある特殊法人に行わせる方が効率的な運営が期待できるというように判断したわけでございます。

それと、簡保事業団の特質といたしまして、昭和三十一年に設立以来長年にわたりまして、加入者福祉施設の設置、運営をずっと行っておりまして、そういう意味で、ほかの特殊法人と類を異にいたしまして、その経験やノウハウを十分に生かすことができる。

以上のようなことを勘案して、国みずから行うという手法ではなくて特殊法人の簡保事業団が行うことにした、こういうことでございます。

○中井委員 簡保事業団は全国で数十カ所の保養施設やいろいろなものをもちで運営をされておるのを承知いたしておりますが、簡保事業団そのものには、そうしますと、こういう貸しビル業をおやりになって、もうけていく、そういう専門家はおられるわけですか。

○西井政府委員 お答えいたします。

簡保事業団は、御案内のとおり、その業務の一つといたしまして、全国各地に保養センターあるいは東京の五反田にありますような会館、それから加入者ホームといったような施設を百二十六カ所持っておりますけれども、ただいま先生御指摘になりました施設そのものを貸すというようなことは、現在のところやっておりますません。

○中井委員

専門家はいるのですかと聞いています。

は、現在のところ配置をいたしてございません。○中井委員 平成四年度ということですから、そういうテナント業というのはなかなか難しい、また、テナントだけに貸すならいいのですが、公共の利用という一項が入っていますから、公共の利用に貸したらもうかるわけはないのですから、ひとつぜひそのところも含めて十分、赤字になったりあるいはテナントが空っぽであつたりというようなことのないように準備をされて運営をしていただきたい、このことを強く要望いたしておきます。

ついでに、簡保事業団の方にお尋ねいたします。

今、百二十六経営をしておる、こう言われまして、その百二十六のうち、個々に、黒字が幾つで赤字のところが幾つだというのはおわかりになりますか。

○西井政府委員 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、簡保事業団におきまして、全体で現在百二十六カ所の施設を持っておりますが、その個々の施設につきましての収支というところは方々いたしておりますので、全体といたしまして損益、収支状況を独立した会計といたしまして把握をいたしております。例えば平成元年度について申し上げますと、施設の設置、運営に関する勘定におきましては、経常利益として十四億円の利益という状況になってございます。

○中井委員 激励の意味で言っているわけですから、別にしかっているわけではありませんが、要するに、個々に計算したことがない、トータルで黒字だ、こういうことは、個々に赤字がいっぱいあるということであろうと思うのです。

例えば、民間で百二十六施設を持っていますところ、そんな簡単な経理もやっていない、あるいは経営もやっていないと僕は思うのです。トータルで黒字であればいいじゃないか、それじゃ、今度の貸すテナントのビルをやつてやっても、簡保事業団のこの百二十六と合わせて、トータルで

黒字で郵政事業の中へ繰り入れさせればいいじゃないか、こういう発想ではだめだと私は申し上げているのでございます。

そういう意味で、一つ一つ本間に黒字にしていくな、こういうつもりで運営をすべきだと思ひますが、大臣、いかがですか。

○関谷国務大臣 どんぶり勘定のものはいいは決して思ひませんので、またそういう角度から指導をしていきたいと思ひます。

○中井委員 私も何回かこの簡保事業団の施設を利用させていただいたことがございます。大変サービスもよく、おいしくいただきましたけれども、これは現実に黒字を出すということも大事だし、もう一つは簡保に加入いただいた皆さん方にサービスを、そのサービスの面もあるうか、このように思ひます。

この簡保事業団の施設の運営について、現場で簡保を勧誘し、そして簡保の加入者をふやすために頑張っておる現場の皆さん方から、簡保施設の運営についてあるいはサービスについて自分たちにも物を言わせてくれ、自分たちが一番お客さんと接触してサービス面についての不満や注文を聞いておるんだ、こういう要望が私どものところへ上がっております。既に労働組合を通じても郵政側へ伝わっていると思うのでありますが、これらの点について、簡保事業団と郵政省だけじゃないに、現実にそれを利用している組合員、これらの人たちの声を聞くお考えはおありですか。

○西井政府委員 お答えいたします。

事業団の施設の具体的な運営に当たりましては、事業団本部に利用者代表等からなり運営審議会というふうなものを設けて、意見を聴取しながら、反映しながら実施いたしております。でも、できるだけ必要に応じて連絡を密にしなから、郵便局の方の意向も反映しながら運営に当たっております、今後とも十分配慮してまいりたいと思ひます。

い、また働いている職員の方も本場に働きやすい、そういった郵便局をつくっていただく、このことを要望いたしまして、質問を終わります。

○野中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野中委員長 本案に対し、日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、さよう御了承願います。

これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○野中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成者起立)

○野中委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、前田武志君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。前田武志君。

○前田武志君 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実施に鋭意努めるべきである。

一 郵便局の土地の高度利用を行うに当たっては、地域社会との調和に配慮するとともに、将来にわたって郵便局の業務に支障を生じないようにすること。

一 郵便局の土地の高度利用業務の公共的性格及びその目的にかんがみ、公的な資金からの資金調達により建物の建設が円滑に実施でき

るようにするとともに、郵政事業財政の強化に資するように実施すること。

一 郵便局の土地の高度利用に当たっては、地域社会の振興に貢献するよう、コミュニティセンターなど公用、公共の用のための利用に配慮すること。

一 業務の円滑な遂行のため、簡易保険福祉事業団の業務実施体制を十分整備するとともに、必要に応じ民間の能力を活用して効率的に実施すること。

一 郵便局以外の土地の高度利用についても、本法の趣旨に準じて積極的に検討を進めるとともに、近年における職員宿舎事情にかんがみ、大都市圏の職員宿舎の高層化、集約立体化等を推進すること。

以上であります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、質疑等を勘案して作成したものでありますから、御理解いただけるものと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○野中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野中委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、関谷郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。関谷郵政大臣。

○関谷郵政大臣 たいま郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案を御可決いただき、厚くお礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにたいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を推進するに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。(拍手)

○野中委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○野中委員長 郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。関谷郵政大臣。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○関谷郵政大臣 最初に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、貯蓄の増強に資する等のため、貯金総額の制限の引き上げを行うとともに、進学積立郵便貯

金の貯蓄目的を拡大し、その名称を変更する等の改善を行うとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を七百万円から一千万円に引き上げることとしております。

第二に、進学積立郵便貯金について、貯蓄目的の対象を進学に必要な資金から在学中の資金も加えた教育を受けるために必要な資金に拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に改めることとしております。

第三に、定期郵便貯金の利率の計算方法を月割りから日割りに改めることとしております。

第四に、預金者に対する貸し付けの担保とされた定期郵便貯金が継続預入される場合において、貸し付けを継続することができるよう規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、貯金総額の制限額の引き上げに関する規定については平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日、進学積立郵便貯金の貯蓄目的の拡大等に関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、その他の規定については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、住民及び旅行者の利便を図るため、郵政官署において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託販売及び買い取りを行うとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、郵便局において、両替を行う外国通貨及び買い取りを行う旅行小切手の種類は、郵

政省令で定めることとするものであります。また、受託販売を行う旅行小切手の種類については、郵政大臣が公示することとするものであります。

第二に、郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買い取りに適用する換算割合は、郵政大臣が定めて公示することとするものであります。また、受託販売を行う旅行小切手に係る換算割合等は、郵政大臣が公示することとするものであります。

第三に、郵便局において行う外国通貨の両替及び旅行小切手の売買については、外国為替及び外国貿易管理法の適用があることとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日からとしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいとお願い申し上げます。

○野中委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十五日金曜日午前八時四十分理事會、午前八時五十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第七條第一項第六号中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「の進学」を「教育」に、「に進学すること」を「を」に、「を」において行われる教育をいう」を受けること」に、「進学資金」を「教

育資金」に改める。

第十條第一項中「七百万円」を「千万円」に改める。

第十三條第一項及び第二項中「通常郵便貯金」の下に「及び定期郵便貯金」を加え、同条第三項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第十四條、第十六條第三号及び第四号並びに第二十九條第二項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第五十八條第一項に次のただし書を加える。

ただし、省令の定めるところにより、預入期間が経過したときに払戻金をその払渡しに代えて新たな定期郵便貯金の預入に充てる取扱い(以下「継続預入の取扱い」という。)をすべきこととされた定期郵便貯金については、この限りでない。

第五十八條第二項中「前項」を「前項本文」に、「第五十七條第二項」を「前条第二項」に改める。

第八章 進学積立郵便貯金を「第八章 教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三條の二中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三條の三の見出し中「二年」を「四年」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改め、同条第一項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「二年」を「四年」に改める。

第六十四條の四中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十四條中「みだす」を「満たす」に改め、「当該郵便貯金」の下に「(定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。)」を加える。

第六十八條第一項中「払いもどしの」を「払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。の)」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次、第七條第一項第六号、第十三條第三項、第十四條、第十六條第三号及び第四号、第二十九條第二項、第八章の章名、第六十三條の二、第六十三條の三の見出し及び第一項並びに第六十三條の四の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十條第一項の改正規定 平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日

三 第十三條第一項及び第二項、第五十八條、第六十四條並びに第六十八條第一項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)
2 前項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に存する進学積立郵便貯金は、この法律による改正後の郵便貯金法第七條第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金とみなす。

3 第十三條第一項及び第二項の改正規定の施行前に預入された定期郵便貯金の利子の計算については、なお従前の例による。

理由

郵便貯金の預金者の利益を増進し、貯蓄の増進に資するため、貯金総額の制限額の引上げを行うとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を変更する等の必要がある。これらが、この法律案を提出する理由である。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案
郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、郵政官署において本邦通貨と外国通貨の両替(以下「外国通貨の両替」という。)並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取(以下「旅行小切手の売買」という。)を行うことによつて、住民及び旅行者の利便を図ることを目的とする。

(外国通貨の両替等の取扱い)
第二條 郵便局において外国通貨の両替又は旅行小切手の売買をしようとする者は、郵政省令の定めるところにより、当該両替又は売買の申込みをするものとする。

2 郵政大臣は、郵政省令の定めるところにより、前項の規定による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買の申込みに係る金額を制限することとができる。

3 郵便局において両替を行う外国通貨及び買取を行う旅行小切手の種類は、郵政省令で定める。

4 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手の種類を公示するものとする。

(換算割合等)
第三條 郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買取に適用する換算割合は、外国為替の売買相場を勘案し、郵政大臣が定めて公示する。

2 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手に係る換算割合その他の条件を公示するものとする。

(証明)
第四條 郵政省は、旅行小切手の買取の申込みをする者の真偽を調査するため、必要な証明を求めることができる。

(利用の制限及び業務の停止)
第五條 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買について利用を制限し、又は

停止することができる。

(省令への委任)

第六条 この法律に規定するもののほか、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第七条 この法律の定める外国通貨の両替及び旅行小切手の売買については、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)の適用があるものとする。この場合において、同法中「許可」とあり、及び「認可」とあるのは、「承認」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第一項中「元利金の支払」の下に「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号イ中「並びに国債」を、「国債」に改め、「元利金の支払に関する業務」の下に「並びに本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「元利金の支払に関する事務」の下に「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り

に関する事務」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条 第二項に次の一号を加える。

七 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務

第四条 第三十二号中「並びに年金」を、「年金」に改め、「受入れ払渡し」の下に「並びに本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。

理 由

住民及び旅行者の利便を図るため、郵政官署において、外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託販売及び買取りを行うことができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員会議録第五号中正誤

ページ 九 段 行 誤

三三三三 一三三 研修正

二二二二 一三三 研修正

三三三三 一三三 研修正

三三三三 一三三 研修正

正 研修正 いる

平成三年四月六日印刷

平成三年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局